

予算特別委員会会議録（6）（令和6年1定）			
日 時	令和6年 3月13日（水）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時41分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中村（吉宏）委員長、横尾副委員長、新井田・高野・平戸・白濱・ 中鉢・面野・中村（誠吾）各委員		
説明員	水道局長、総務・財政・建設各部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、白濱委員、中鉢委員を御指名いたします。

委員の交代がありますのでお知らせいたします。小貫委員が高野委員に、佐藤委員が中鉢委員に、下兼委員が面野委員に、高橋委員が中村誠吾委員に、中村岩雄委員が平戸委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、建設常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、みらい、公明党、立憲・市民連合、自民党の順といたします。

共産党。

○高野委員

◎水道料金について

最初に、水道料金、下水道使用料について伺いたいと思います。

基本水量である2か月20立方メートル未満の調定件数は何件になっていますか。水道がよく使われる8月、9月の家事用でお知らせください。

○（水道）業務課長

御質問のございました20立方メートル未満の割合でございますが、実検針の多い昨年の8月、9月で申し上げますと、本市の20立方メートル未満の家事用の調定件数は1万9,560件となっております。

○高野委員

それでは、基本水量に満たない割合というのはどうなっていますか。

○（水道）業務課長

御質問のありました割合でございますが、41.1%となっております。

○高野委員

4割の方が基本水量未満の使用ということが分かりました。

今伺った基本水量未満の中で、14立方メートルの調定件数と割合についてお知らせください。

○（水道）業務課長

御質問のございました調定件数とその割合でございますけれども、調定件数は1万3,061件。割合でございますが66.8%となっております。

○高野委員

基本水量よりも実際に使われていない状況でしたけれども、現在、基本水量を上下水道基本料金20立方メートルとして料金設定がされているのですけれども、仮に上下水道それぞれを1,400万円程度の予算範囲内で、14立方メートル以下を基本料金と設定した場合は、現在よりどれくらい安くなるのか、お知らせください。

○（水道）業務課長

御質問のございました、それぞれ1,400万円程度の範囲ということでしたけれども、14立方メートル以下の方々の2か月の基本料金が、上下水道とも消費税抜きの価格で126円ほど安くなりまして、水道ですと、現状、税抜きで2,540円が2,414円くらいに、下水道は2,440円から2,314円くらいとなります。

○高野委員

現在よりも120円程度安くなるということでした。

それでは、今お話いただきました、2か月14立方メートル以下にしたら必要な予算というのはどれくらいにな

るのかをお知らせください。

○（水道）業務課長

御質問のありました予算でございますけれども、上下水道を合わせて約2,710万円となっております。

○高野委員

それでは、2か月16立方メートル以下を基本水量、影響額1,400万円に設定した場合は、どのくらい現在の料金よりも安くなって、必要な予算はどれぐらいかかるのかについて説明願います。

○（水道）業務課長

同じ条件で、2か月で16立方メートル以下の方々でございますけれども、2か月で上下水道とも消費税抜きで120円ほど安くなりまして、先ほど申し上げましたとおり、水道では、現状、税抜きで2,540円が2,420円くらいに、下水道が2,440円が2,320円くらいとなります。

また、必要な予算でございますけれども、上下水道合わせて、税込みで約2,790万円となっております。

○高野委員

税込みで上下水道合わせて約2,790万円ということでした。14立方メートル以下の設定よりも16立方メートル以下の基本水量の方が若干、予算的には高くなるということが分かりました。

先ほどお話を伺っても基本水量に満たない方がいるという状況があります。基本水量を見直して、2か月、14立方メートル以下にすることを検討していただきたいと思うのですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○（水道）総務課長

基本水量を下げることについては、事業の収支にとってマイナスの影響があります。また、令和6年度予算では特に労務単価の上昇などにより、委託料が大幅な増加により、水道、下水道合わせて2億円を超える影響があります。

したがって、この先の収支を見なければ引下げは難しいと考えておりますが、基本水量に満たない方が全体の4割ということは課題として認識しているため、収支の見通しをどういうふうにするかが重要になってきます。現在、上下水道ビジョンの中間見直し作業に取りかかっているところであり、収支の見通しを含めて作業するため、その見通しの中の一環として検討していきたいと考えております。

○高野委員

以前から、日本共産党は、基本水量の見直しということをお伺いしました。一度は見直しをするという話もあったのですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が悪化したということでストップしているという状況もあったと思います。

実際、現在の状況というのはどうなのでしょう。家事用と業務用についてお聞かせ願います。

○（水道）総務課長

コロナ禍前の令和元年度との比較になりますが、1月末現在で答えさせていただきます。コロナ禍で大きく影響を受けたのは主に業務用ということではありますが、初めに、水道料金につきましては、家事用が約10億1,600万円で、令和元年度と比較して約4,200万円の減少となっております。業務用は約7億4,800万円で、令和元年度と比較して約1億100万円の減少となっております。

次に、下水道使用料につきましては、家事用が約8億5,000万円で、令和元年度と比較して約2,800万円の減少となっております。業務用は約6億3,500万円で、令和元年度と比較して約5,200万円の減少となっております。

○高野委員

1月の状況を見ても、まだ完全に回復しているということではない、少しずつ回復はしてきているけれども、100%ではないというようなことでした。

先ほども影響額のお話をお伺いしましたが、やはり、小樽市は地形的に山坂あるということもあって、その分、

必要な経費がかかることもあると思うのですけれども、先ほど4割の方が基本水量まで至っていないということは課題があるというお話もありました。改めて考えなければいけないのだと思うのです。

先ほど、小樽市上下水道ビジョンの話もありましたけれども、見直しについては考えるようなお話もあったのですが、この中間見直しの中で料金が引き下げられるかどうかも含めて、今、引き下げる方向で検討されているのか、その辺の現状についてお聞かせいただきたいと思います。

○（水道）総務課長

小樽市上下水道ビジョンの見直しの進捗についてですが、5年経過しての課題や目標設定などの確認、更新工事の見直し、時点修正などを現在、行っているところでございますが、収支の推計に関わる部分については令和5年度決算を反映する予定としておりますので、令和6年度に入ってから検討を進めるという形になろうかと思えます。

○高野委員

令和6年度に入ってから改めて検討を進めていくようなお話でありました。小樽市の上下水道料金は使っていない方にとっては、やはり重い負担だというふうにも思えますし、札幌市や近隣都市と比べても、まだ料金が小樽市のほうが高い状況があります。市民からも、使っていないのに料金が高いといった声も聞きますので、早期見直しができるようお願いしたいと思います。

◎旧色内小学校跡地広場整備事業について

旧色内小学校跡地広場整備事業について伺います。

この事業は、今回、予算では1億50万円ということで計上されているのですが、事業費の内容や内訳について、まずお聞きしたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

事業費の内容等につきましては、旧色内小学校跡地広場整備事業の令和6年度予算は1億50万円で、主な内訳といたしましては委託料が100万円、工事請負費が9,900万円です。

次に、事業の概要といたしましては、広場全体の面積は約4,500平方メートルであり、整備する施設等につきましては、トイレ、駐車場、遊具などのほか約1,000平方メートルの自由広場を整備する予定です。

○高野委員

遊具、トイレ、駐車場、自由広場ということでお話がありました。遊具については、アンケートを取ったというようなお話も聞いたのですけれども、アンケートというのは、いつ行ったのか、また、どういった方を対象にされたのか、その辺についてお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

アンケート調査につきましては、実施期間が令和5年6月中旬から8月下旬まで。

調査対象につきましては、手宮中央小学校、手宮保育所、中央保育所、いなほ幼稚園のほか稲穂第二町会を対象に、約580人に対して実施しております。

○高野委員

今お聞きしたのですけれども、旧色内小学校は手宮地区統合校、長橋小学校、稲穂小学校に統合されたという経過があったのですが、学校では手宮中央小学校に絞ったということの理由をお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

アンケートを手宮中央小学校のみに実施したことにつきましては、まず、広場の利用が想定される方々を対象としてアンケート調査を実施しております。利用者の想定に当たりましては、街区公園での誘致距離である半径250メートルの範囲内に居住する方々を基本としております。円内の児童が通う小学校につきましては、主に手宮中央小学校であることから、同校を対象にアンケートを実施したものであります。

○高野委員

先ほど町内会では稲穂第二町会ということだったのですが、町内会ではどのようにアンケートを取られたのか、実施方法についてお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

町内会に対するアンケートの実施方法につきましては、町内会の回覧板を利用させていただいており、アンケート用紙の配布、回収については協力していただいたところであります。

○高野委員

アンケートの内容なのですけれども、遊具に絞ったアンケートだったのか、その辺はどうなのでしょう。

○（建設）公園緑地課長

アンケートの設問内容につきましては、遊具についてのことのほか、どのような広場になってほしいかや新しくする遊具はどのような遊具を望みますかなどの設問がありました。

○高野委員

遊具だったり、どういった広場がいいのかがあったということだったのですけれども、自由欄の記載という部分もアンケートの中に入っていたのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

委員のおっしゃるとおり、自由欄についても記載できるようにアンケートを作成しております。

○高野委員

アンケート結果についてなのですけれども、回答率ですとか回答結果、自由欄ではどういった意見が上がったのか、主なものについてお知らせください。

○（建設）公園緑地課長

まず、回答数や回答率につきましては、回答数は330件で、回答率は約57%です。

次に、アンケートの主な回答結果につきましては、どのような広場になってほしいかとの設問につきましては、ベンチなどの休憩施設、トイレ、散歩ができる園路、日よけのできる施設、地域で集まってイベントができる広場などについてが望まれております。

また、遊具に関する設問につきましては、ブランコ、滑り台、ロープウエーやクライム遊具などが望まれているとの結果になりました。

最後に、主な自由意見につきましては、周辺に地域で利用し集まれる広場、複合遊具など遊べる遊具、トイレ、ベンチなどの休憩施設や駐車場に関する意見が寄せられております。

○高野委員

遊具では、ブランコ、滑り台、複合遊具も望まれているというようにお話だったのですが、旧色内小学校跡地に遊具、トイレ、駐車場、自由広場の整備ということだったのですけれども、予定している遊具の整備というのはどういったものになるのか、もし決まっていればお知らせください。

○（建設）公園緑地課長

整備を予定している遊具の種類につきましては、ブランコや滑り台などを予定しております。

○高野委員

自由広場についてなのですけれども、以前、町内会からは町内会で集まれる集会室を造ってほしいですとか、無理だったら遊具のところに屋根つきのあずまやなど座れるものを造ってほしいという意見があったというお話も聞きましたが、この自由広場の整備には、屋根つきのそういったものが造られる予定なのか、その辺を伺いたいと思います。

○(建設)公園緑地課長

自由広場につきましては、広さが約1,000平方メートルあり、全体を覆う屋根を整備する予定はございませんが、休憩施設として日よけができる、あずまやなどの設置を予定しております。

○高野委員

全体を覆うものではなくても一応、考えているというお話でした。

今後、アンケート以外でも住民の声を聞くというようなことは考えているのか、その辺はどうでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

地域の方々の意見を反映させる方法といたしましては、アンケートのほか住民説明会の開催などが考えられますが、いずれにいたしましても、広場の整備に当たりましては、地域の方々の意見を反映させた整備に努めてまいりたいと考えております。

○高野委員

それを聞いて少し安心したのですが、旧色内小学校再編後の活用案については、度々、住民説明会も行っていましたし、市も市全体の発展や市民全体の利益、土地の有効活用が図られるようにということで説明会を行って、2桁の住民がその説明会に集まって、いろいろな意見が上がっていたというような経過がありますので、それだけ関心が高いところというふうに思っています。住民の方もいろいろな意見があって、それを全て反映させるということは難しい部分もあるのかと思うのですが、やはり、整備したときに住民ニーズに合わないというようなことがあってはならないのかと思いますので、今後もぜひ丁寧にしていきたいと思います。

次に、道営住宅についても伺いたいと思います。

市は、道営住宅の整備戸数を40戸程度として北海道に要望してきました。令和4年第2回定例会建設常任委員会の説明では、現時点で35戸程度という計画で進めていて、回答としては40戸程度は難しいという北海道からの報告があったと思うのですが、やはり、現在も35戸から増える見込みというのは難しいということではないのでしょうか。

○(建設)建築住宅課長

道営住宅の建設につきましては、既に設計を終えていまして、施工業者も決まっている状況でございます。

入居戸数としては35戸の整備で決定しているというふうに聞いてございます。

○高野委員

40戸を希望していたので、本当に残念だと思います。

今後のスケジュールについても伺いたいのですが、令和7年4月以降に道営住宅の供用開始ということで報告されていましたが、今、資材の高騰とかがある状況の中で、今のところスケジュールどおりに進められる見込みでいいのか、その辺を確認したいと思います。

○(建設)建築住宅課長

今の御質問の件ですけれども、資材が高騰しているという情勢ではありますが、北海道からは道営住宅の完成というのは令和7年3月の予定、そして、供用開始につきましては令和7年4月以降ということで聞いております。

○高野委員

北海道からは、今のところそういうスケジュールでやっていくということでした。

◎小樽市住宅エコリフォーム助成について

次に、住宅エコリフォームについて伺いたいと思います。

まず、この制度の内容についてお知らせください。

○(建設)建築住宅課長

住宅エコリフォーム助成ですけれども、市内における環境負荷の低減などを目的として、既存住宅の断熱性の向

上を図る改修のほか、省エネ型設備機器の設置や再生可能エネルギーを利用する設備機器を設置する住宅の工事について、市が予算の範囲内で助成を行うものです。

○高野委員

今回、予算では昨年度と比べて700万円以上上がって助成条件が拡充されました。拡充された中身についてお知らせください。

○（建設）建築住宅課長

拡充の内容ですけれども、まず、省エネ基準という基準がございまして、まずその省エネ基準を満たす改修工事につきまして、これまでの助成率10%から40%にパーセンテージを増やしたと。そして、限度額も、これまで30万円だったのを40万円ということで考えてございます。

また、省エネ基準のほかに、さらにその上に断熱性能が高いZEH設置水準を新たに設けております。このZEH水準を満たす改修工事では助成率が80%、限度額を70%というふうにしております。

また、世帯の状況による限度額の割増しということも考えてございまして、まず、18歳未満の子育て世帯、また、夫婦のどちらかが40歳未満の若者夫婦世帯の方々の世帯につきましては、限度額をプラス15万円上乘せするというような方向で拡充しています。

また、助成対象となる省エネ型設備機器につきましては、高断熱浴槽ですとか節水型トイレ、LED照明といった対象設備を拡充しているところです。

○高野委員

今、拡充された中身についてお聞きしたのですけれども、今回、予算で助成拡大した理由についてお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

本制度は環境負荷の低減を目的としておりますので、助成制度の利用促進を図ることでゼロカーボンのさらなる推進のために、今回、見直したものでございます。

○高野委員

それでは、令和3年度から令和5年度までの予算額、助成件数、助成金額はどうなっているのか、お知らせください。

○（建設）建築住宅課長

まず、令和3年度、予算が150万円、助成件数が12件、助成額が92万3,000円です。令和4年度、予算が150万円、助成件数が3件、助成額が35万6,000円です。令和5年度、本年度につきましては予算が120万円、助成件数が1件、助成額が21万4,000円となっております。

○高野委員

令和4年度、令和5年度は1件から3件の実績だったということでした。

今、3年間の状況についてお聞きしましたけれども、過去の状況を見ても予算いっぱい助成額が使われていない状況がありました。中には1桁の状況があったりということもあって、件数が上がらないというのは、やはり、助成対象である条件が厳しいということから助成件数が伸びなかったのではないのかと思うのですけれども、その辺は実際どうだったのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

これまで利用件数が少なかった要因ですけれども、まず、建築団体の関係者にお話を聞く機会がありまして聞いたところ、申請が煩雑ということでありまして、手間を要するというのが一つございます。また、手間がかかる割には助成率が10%ということで、助成金が少ないということの話もございました。

また、今年度の助成件数というのは1件だったのですけれども、これについては近年の建築資材の高騰による影

響ということもあるのかと考えてございます。

○高野委員

いろいろ複雑だったということのお話がありましたけれども、今回、助成額また要件も拡大されたので、利用したい市民の方が利用できるようになればと思うのですけれども、市民の方が知らなければ利用もなかなかされないのではないと思うのですが、市民に対しての周知方法はどのように行う予定なのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

周知方法につきましては、市のホームページのほか広報おたるでの周知というのを図っていきたいと考えてございます。

また、今回のエコ助成ですけれども、エコ助成自体は市に登録いただいた業者というのが実際に工事を行うことから、その登録業者の方々に対しても制度内容の拡充について、今後、説明会を行うことということも考えてございます。また、その登録業者の方々が市民PRというようなことの効果も期待はしているところです。

○高野委員

登録団体の事業者に対してのところでもしっかり周知して、説明会も行うというお話でした。

今回、拡充されて、いろいろよかったと思うのですけれども、やはり、エコリフォームだと断熱改修工事とか省エネ型機器の設置というのが条件になってしまいます。

エコとは別に、例えば、北見市とかほかの市でやっているような、水回りを改良するときの工事とか内部の模様替えといった改修工事とか、全体に使えるようにする住宅リフォーム助成というのは検討されなかったのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

一般的なリフォームの関係ですけれども、本市では平成24年度から平成26年度までの3年間、住宅リフォーム全般を対象としていました助成制度というのを実施しておりました。その後継事業として、省エネや環境負荷低減に特化した今の住宅リフォーム助成制度というのが創設されたところです。

ゼロカーボンシティ小樽市を表明している本市としましては、この助成制度というのはゼロカーボンに向けた取組の一つということもありますので、本制度を拡充することによってゼロカーボンを推進していきたいと考えてございます。

また、エコリフォームは、国や北海道から補助金をもらって実施するもので、単なるリフォームに関しましては国や北海道からの補助対象というのはございませんので、市の負担増となり財政的な面から難しいというふうには考えてございます。

○高野委員

以前、本市でも住宅リフォーム助成というのを大体10年前ですか、やっていたのですけれども、そのときは3桁の利用件数がありました。先ほど、住宅リフォーム助成はなくなったけれども、その後継として、今、エコにしましたということでしたが、なかなか助成件数も伸びないということもあって今回、拡充されたということもあると思うのです。

ゼロカーボンを推進していく、こうやって小樽市は取り組んでいるのだぞということをアピールすることはもちろん必要なことなのだと思いますし、もちろん、日本共産党も、住宅エコリフォーム助成についてもこの間も言ってきましたので、拡充することはいいことだと思うのですけれども、やはり、住宅の問題は、小樽市に長く住んでもらうために住居環境を整えるというのはすごく大事なことだと思うのです。

なので、エコだけではなく、ほかの部分でも使えるという部分はあってもいいのではないと思うわけです。やはり、今後は、エコだけではなくて、エコでは使えない部分のところ、助成額はいろいろあると思うのですけれども、ぜひ今後、検討していただきたいと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○(建設)建築住宅課長

今回、エコリフォームの内容を拡充しましたので、まずはこの制度の利用促進ということで考えてございます。

また、今後、国の補助制度というところの動向の調査・研究を図りまして、市民にとって利用しやすい制度というようなことの検討も含めて考えていきたいと思います。

○高野委員

市民の利用ができるように改めて今後、考えていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

○平戸委員

◎空き家対策について

私から空き家対策について伺いたいと思います。

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正によってどういう影響が本市にあるのか、一般質問でいろいろ伺いました。まず、特定空家等について、答弁の中で、令和6年2月の段階で、特定空家等に認定されているのは38件とのことでした。

この38件を特定空家等と認定するまでの流れでは、これまで実施された空家実態調査の中で、管理状態が不全と判断された建物を対象としているのか、それとも市民からの情報提供を基に認定された空き家等もあったのでしょうか。

○(建設)木村主幹

特定空家等に該当する物件の調査方法につきましては、本市では特定空家等の措置に関する要領というものを定めておりまして、これに基づき運用を行っており、近隣等からの苦情のある空き家等を優先的に調査するとともに、同時に空家実態調査で不全と判定された物件も併せて調査を実施し、周辺の建築物や通行人等に対する悪影響の度合いなどを総合的に判断し、対象物件を決定しているというところであります。

○平戸委員

続いて、今後は、空家実態調査の結果を踏まえて特定空家等や管理不全空家等の認定をしていくというお考えでしょうか。

○(建設)木村主幹

市内の空き家の状態につきましては、直近に行っております令和2年度の空家実態調査や市民などからの通報などにより把握しているところでございます。

また、既に把握している管理が行き届かないような空き家につきましては、都度、状態を確認しており、特定空家等認定基準に該当することとなった際には適宜、認定を行っているところであり、今後、認定を進める予定であります管理不全空家等についても同様に進めたいと考えております。

今後も空き家数は常に増減が考えられますことから、令和7年度には改めて空家実態調査を行い、状態も含めて空き家の実態把握に努めてまいり所存でございます。

○平戸委員

認定に向けて、まずはその実態を把握することが大事だと思うので引き続き進めていただきたいと思いま

す。

特定空家等の中には、答弁の中で一般的な住宅だけでなく店舗や倉庫も含まれるとの答弁をいただきました。本市で認定している38件の内訳をお聞かせください。

○（建設）木村主幹

特定空家等は現在38件ございますけれども、認定物件の用途上の内訳につきましては住宅が33件、共同住宅が2件、店舗併用住宅と長屋、倉庫がそれぞれ1件であります。これは当然、空き家なものですから、空き家になる前の用途ということでお答えをさせていただきました。

○平戸委員

次に、特定空家等に認定されている建物について、認定の理由は様々あると思いますが、再活用できそうだけれども、管理されていないことを要因として認定されているものが多いのか、それとも、いわゆる廃墟と呼ばれるような建物が認定されているのかについてお聞きしたいと思います。

○（建設）木村主幹

認定する際の空き家等の状態につきましては、法で特定空家等となる状態について規定されておりまして、倒壊等著しく危険となるおそれがあるもの、衛生上有害となるおそれのあるもの、著しく景観を損なっているもの、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるもの、これら四つの状態のいずれかに該当し、かつ周辺への悪影響を及ぼすおそれが高い空き家か否かを総合的に判断し抽出しているものであり、御指摘のありました管理されているかどうかですとか、廃墟であるということのみをもって判断しているというわけではございません。

○平戸委員

管理だけでなく基準にのっとった判断ということです。

次に、今回の法改正で追加された管理不全空家等について、管理不全空家等とは「そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態」と定義されておりまして、屋根の変形や外壁の破損などが見受けられる状態とのことです。

もう少し市民の方にも分かりやすい基準が必要かと思います。そして、他の自治体では分かりやすい基準を設けている例もありますが、本市としては雪に関する基準の追加も必要になってくると考えますが、いかがでしょうか。

○（建設）木村主幹

雪に関する基準についてどうかというお話でございますけれども、管理不全空家等はそのまま放置すれば特定空家に該当することとなるおそれのある状態のものでありまして、言わば特定空家等の一歩手前のような状態のものであります。

本市の特定空家等の認定基準には、落雪による周辺や通行人等への危害の有無も判断の基準の一つとしていることから、今後、定める管理不全空家等の認定基準についても、当然、落雪の規定を定める必要があるものというふうに認識しております。

○平戸委員

特定空家等と今回、追加された管理不全空家等は管理や建物の状態によって判断されるということですが、所有者にとっては何か違いがあるのか、お聞かせください。

○（建設）木村主幹

所有者にとっての違いということでございますけれども、このたび改正された空家等対策の推進に関する特別措置法で新たに設けられた管理不全空家等は、指導、勧告の措置が可能になり、勧告した場合は住宅用地特例が解除となる措置が講じられます。一方で、特定空家等につきましては、指導、助言、勧告、命令、代執行と管理不全空家等と比べ、より強い措置が可能となっております。

所有者の視点で考えますと、どちらも市町村から指導や勧告を受けるなどの措置は同じでありますけれども、特定空家等に認定されますと不利益処分である命令や代執行の措置が可能であり、命令を受けた場合の罰則や、さらに代執行をした場合には要した費用の強制徴収もなされるなど、より厳しい措置が規定されているといったことが違いというふうに考えてございます。

○平戸委員

命令、行政代執行というところの違いはあるものの、最初に指定をされた際には同じ指導を受けるということで、所有者からすると大きな違いはないのかという印象を持ちました。

次に、今言われた勧告を受けた際に、固定資産税の優遇措置の解除というものが所有者にとって一番大きな変化ではないかと思っています。というのも、特定空家等に認定されて以降は行政から指導を受けることになるとなりましたが、助言や指導では、所有者にとっては何も変化がないというところから、次のステップである勧告を受けて実際に固定資産税が上がるわけですので、所有者にとって実害が出てくると思います。

答弁では、本市で認定されている特定空家等38件のうち固定資産税の特例が解除されたものはないということでしたが、指導及び勧告はそれぞれ何件行っているのか、お聞かせください。

○（建設）木村主幹

まず、指導についてお答えをさせていただきますけれども、特定空家等38件のうちこれまでに指導を行ったのは28件であり、残る10件につきましては、倒産法人や相続人不存在のため指導する相手方がいないために、指導を行うことができていないといった物件であります。また、勧告の措置については行った実績はございません。

○平戸委員

勧告はゼロ件ということです。

次に、勧告を受けて、固定資産税の特例が解除されることと、本市の空き家対策の関係性についてお聞かせください。

○（建設）木村主幹

勧告の措置を行うことにより、より強い措置に移行することになりますので、一定の効果は見込まれるものと考えておりますけれども、経済的な事情などにより措置ができない方もいるものと考えられますので、強い措置への移行が必ずしも改善につながるかどうかは、難しい部分であるというふうに考えてございます。

○平戸委員

次に、特定空家等の最終手段として、行政が所有者に代わって建物の除却などを行う行政代執行がありますが、勧告を受けた以降、これに至るまでのプロセスを再度お聞かせください。

○（建設）木村主幹

勧告を受けた後の流れでございまして、所有者等が正当な理由がなく勧告に係る措置を実施しなかった場合は、一定の猶予期限を設けた上で、命令を行い措置の履行にかかる期間を考慮し、戒告、再戒告を経て行政代執行を行うものであります。

○平戸委員

それでは、本市でこれまで何件の空家法に基づく行政代執行が行われてきたのか、お聞かせください。

○（建設）木村主幹

先ほど来、特定空家等は38件というお話をしてきましたけれども、これまで認定した実績というのは48件ございまして、10件が改善されているという状況でございまして、これら改善された10件は全て所有者側が対処したものであり、本市として代執行を行ったものではございません。

○平戸委員

代執行はこれまで行われてこなかったということです。現在の特定空家等38件では勧告にも至っていないという

ことで、特定空家等に指定された以降は、先ほど答弁いただいたように、指導、勧告、命令、行政代執行とフローが決まっているわけです。特定空家等に指定された時点で、景観に悪影響があったり、衛生上、保安上など周囲の住民に悪影響を与えていると行政として判断が下されています。指導だけを繰り返していても現状は変わっていきません。指導から勧告へとステップを進め、特定空家等をそのままにしないという姿勢を示す必要があると考えます。

次に、行政代執行ともう一つ、略式代執行というものがあるようですが、これについて行政代執行との違いをお聞かせください。また、これまで略式代執行したことがあれば件数をお聞かせください。

○（建設）木村主幹

両制度、すなわち行政代執行と略式代執行の違いでございますけれども、まず行政代執行につきましては、特定空家等の所有者等に代わって、行政が強制的に措置を実施するものであります。他方、略式代執行は、特定空家等の所有者等が特定できない場合や相続人が不存在の場合などで、市町村が措置対象者に代わり、措置を実施するものになります。

また、本市における空家特措法に基づく略式代執行を行った実績というのはありません。

○平戸委員

略式代執行も行ったことはないということで、先ほどお答えいただいた38件のうち10件が指導する相手方がいないということで、もしするのであれば略式代執行の対象になるのかと思います。

先ほどの10件の相手がないというところに関しては、どのような措置を行政として取るのか、お聞かせください。

○（建設）木村主幹

所有者が不在、相続人不存在の場合の対応ということでございますけれども、略式代執行は、所有者等が特定できない場合などによる措置でございますけれども、御指摘のとおり代執行後、所有者が判明する場合がありますので、判明した場合はその者からかかった費用を徴収するということができる状態になってございます。

私どもとしては、所有者がいない空き家の対応ということになりますと、まず一つ視野に入るのは、行政代執行を行うという対応もございますし、また、民法の規定になりますけれども、財産管理人制度という制度もございます。これは、利害関係人が裁判所に財産管理人の申立てを行って、その申立人が、建物の処分や売却などを進めていくといったものでございますけれども、そういった形を通しながら改善に向けて取り組んでいるところでございます。

○平戸委員

今出ました財産管理人に選任されるとどのような行為が実際にできるようになるのか、お聞かせください。

○（建設）木村主幹

財産管理人制度でございますけれども、空き家等の所有者や相続人が不明な場合に、家庭裁判所が選任した財産管理人が当事者に代わって空き家等の売却や取壊しなどの行為を行う制度であります。

○平戸委員

売却をできるとありました。その除却後の土地を除却に要した費用以上で売却ができれば、結果として本市の収入になるのでいいのですが、本市の土地の相場を見ても、土地を売却しても除却費用には及ばないと想定される場所もあるかと思います。

そういった場所についても、所有者不明などの理由で略式代執行の措置を取っていくというお考えはあるのでしょうか。

○（建設）木村主幹

市町村が行う代執行は、建物の危険性や近隣、通行人等への悪影響の度合い、緊急度、切迫性などを総合的に判

断して行うものでありまして、今、委員から例示がございました、その土地の売却費用の大小といったもので変わるものではないというふうに考えております。

○平戸委員

最後に、空き家対策をする上で、空き家増加への対策として、市内一元的な施策展開では、対策が不十分になると考えています。今後、小樽市立地適正化計画の策定を受けてということになりますが、今後の空き家対策では、市内一元的ではない施策展開となるのか、お考えを伺いたいと思います。

○（建設）木村主幹

小樽市立地適正化計画策定後の今後の施策展開につきましては、危険な空き家が周辺的生活環境に及ぼす影響は大きいので、小樽市立地適正化計画に基づく誘導施策とは、切り離して考える必要があることから、市域全域を対象とした解体助成制度は今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

また、今後、同計画などで居住誘導区域などが設定された際には、当該区域の内外などにおいて、空き家も含めた施策が必要になってくるものと考えており、適切な時期に検討してまいりたいと考えております。

○平戸委員

引き続き検討していただきたいと思います。

◎観光地の除雪について

次に、観光地の除雪に関して質問していきます。

今シーズンの累計降雪量を見ると463センチメートルと例年よりも雪の量としては少ないものの、観測史上最多との報道もあったとか雪や暖気の流入によって市内交通環境は大きな影響を受けました。異常気象と考えられる事態にもしっかりと対応できる体制をつくるというのは、備えあれば憂いなしとプラスにも捉えられますが、もちろん除雪費が膨らむ原因にもなるので、備え過ぎにも注意が必要で、バランスがとても難しいところだと思います。今年度の観光地、特に観光客の多い堺町通り商店街に絞って質問をしていきます。

まず、今年の現状認識について、今年度の除排雪状況はどのような状況だったか、道路と歩道を併せてお答えください。

○（建設）建設事業室長

今シーズンは記録的な大雪や暖気の影響等によりまして車両交通の確保を優先的に行ったことから、歩行空間の確保に苦慮したところでございます。

○平戸委員

イレギュラーな状況で、実際にはそこまでの大きな改善が見られなかったということです。

本答弁では、堺町通り商店街で実際にどのくらいの人が転んでけがをしたのか、救急搬送人数を用いてお答えいただきました。令和4年度では10人、今年度は20人が救急搬送されていて、その救急搬送された方全員が市外在住の方であったとのことです。堺町に限ったデータですので運河地区など他の観光地での救急搬送人数は含まれておりません。

このデータには、注意点がありまして、1点目が堺町通り商店街から救急搬送された人数ではなく、データの集計上、堺町という町名での救急搬送人数になるので、堺町本通り以外での救急搬送も含まれている可能性があること。また、救急搬送された方が全て市外から来られた方なので、救急車を呼ぶことに相当なためらいがある可能性があること。そして、けがイコール救急車とはならないため、この救急搬送人数はけがをした方の実際の数ではないことに注意が必要です。また、救急搬送された方の中には、けがをして松葉づえが必要な状況になってしまったものの、医療機関からは海外の方が松葉づえの貸出しを断られてしまい、実費で松葉づえを購入せざるを得なかった方もいらっしゃると思います。せっかく観光に来ていただいたのに持ち帰るのがお土産ではなく、松葉づえになってしまつては、いろいろな意味での思い出になってしまうのかと思いました。冬の小樽はお勧めしないよと

いうロコミが広がってしまう可能性もあるなと思います。

また、救急搬送は本市としての財政負担が発生しているわけでありまして、救急車の台数にも限りがあり、必要な方が利用できなくなるような事態は絶対に避けなければなりません。

次に、今年は観光地に配慮した除排雪ということで、昨年度との違いをもって対応されたとのことでしたが、排雪作業は計何回入る予定だったのか、実際に今シーズンは何回ほど入られたのか、お聞かせください。

○（建設）建設事業室長

排雪回数につきましては、当初2回を予定していたところでございます。実作業といたしましては、車道部の排雪は1回、歩道部につきましては排雪は行っていないところでございます。

○平戸委員

実際には歩道はできなかったということで、答弁にあった車道の排雪時に、歩道の除雪を人力作業で実施するというのは、排雪が行われた際以外は、もともと人力作業はしないという計画だったということでしょうか。

○（建設）建設事業室長

人力作業につきましては排雪時に行う予定としておりまして、当初は排雪時以外の作業は予定していなかったところでございます。

○平戸委員

次に、人力での作業内容について、人と機械をどちらも使って除雪をするのが望ましいとのことですが、どういった道具・機械で、どのような作業を予定していて、実際に行ったのはどのような作業内容だったのか、お聞かせください。

○（建設）建設事業室長

人力によります作業内容につきましては、支障物などで機械作業ができない部分を主にスコップなどで削り取りまして車道側に雪をかき出す作業を行う予定でございましたが、先ほど申し上げた気象状況によりまして、車両交通の確保を優先的に行った結果、歩道部の作業は行えなかったところでございます。

このことから当初、作業方法を変更いたしまして、人力作業にて、急なスロープや段差の解消を行うとともに、砂散布を実施いたしまして歩行空間の確保に努めたところでございます。

○平戸委員

もし機械を使っていた場合には、歩道のかちかちの氷がほぼなくなるくらいまで除雪・排雪ができるのでしょうか。

○（建設）建設事業室長

歩道部の雪をかき出す機械は、主に道路などで掘削をする際に使用するホイール式油圧ショベルと呼ばれる機械を用いて作業を行いますので、歩道部の雪板は、おおむね除去できるものと考えているところでございます。

○平戸委員

予定どおり、もし人と機械を併用していれば、つるつるの歩道が解消できるとのことなので、来年度の取組に期待をしたいと思います。

次に、路面凍結時にまく砂についてです。暖気によって日中溶けた雪が夜に氷、朝にはつるつるな状態となってしまうのは、除雪がなされていない環境では仕方のないことです。その路面で滑らないように砂まきをしています。砂がまいてあって、かつ冬靴であれば一定の滑り止め効果が見込めると思います。この砂に関しては、砂まきボランティアを募集していたり、地域住民が必要に応じてまけるように砂箱などにあらかじめ用意されています。人通りの多さと、先ほど言った救急搬送人数、そして、本市として除排雪が異常気象の影響もあってか間に合っていないような現状を考えると、砂の必要度が非常に高い区間であると考えますが、砂が足りなくなってしまうという事態も実際に起きているということを聞いております。

当該区間には砂の保管場所は何か所あるのか、そして、砂の補充のタイミングはどのように行っているのか、お聞かせください。

○（建設）建設事業室長

小樽堺町通り商店街振興組合は、砂まきボランティアに登録をさせていただいておりまして、13店舗で砂の保管及び散布の御協力をいただいているところでございます。

補充のタイミングにつきましては、各店舗から補充の依頼を受けまして、市で補充をしているところでございます。

また、今年1月に小樽堺町通り商店街振興組合の方と歩道部の対応につきまして協議を行いまして、来年度はまとまった量の砂袋をシーズン前に組合の倉庫などに運搬し保管をしていただくなど、調整を行っているところでございます。

○平戸委員

持っていくタイミングが要望を受けてということでしたが、来年度からは、もしかしたら大きく、シーズンが始まる前にどんと持っていける可能性があるということで、そのシーズンが始まってどれだけ必要になるかもまだ分からない中で、依頼を受ける前に、こちらからどうですか、足りますかというような状況に持っていっていただけるといいかと思いました。そこについては引き続き検討をお願いして、私から質問を終わりたいと思います。

○白濱委員

◎旧色内小学校跡地広場整備事業について

まず、旧色内小学校跡地広場整備事業についてですけれども、先ほどの高野委員の質問内容と重なる事項につきましては割愛させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。なお、以降につきましては、本事業ということでは呼ばせていただきたいと思います。

本事業は人口対策、安心して子育てできる環境づくりの子供の居場所の整備と充実の中で、普通建設事業費予算の計上の中で事業が始められると思っております。

最初にお伺ひいたします。道営住宅整備の中で、本事業について道とどのような連携が交わされていたのでしょうか、お知らせください。

○（建設）公園緑地課長

北海道との連携につきましては、北海道は住宅の整備に合わせて集会場を整備し、市は当該集会場を子育て支援事業等に活用するとともに広場を整備することとしております。

○白濱委員

次に、本事業の広場や面積、遊具などについては先ほどお聞きいたしましたので、本広場と同規模の市内の小公園をお知らせ願えますか。イメージとして湧いてくると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○（建設）公園緑地課長

大変申し訳ございませんが、今、手元に資料を用意してございませんので、同程度のイメージができる公園については、後ほどお知らせしたいと思います。

○白濱委員

本事業の内容には、トイレや駐車場などを整備との記載もありますので伺います。トイレにつきましてはどのようなイメージでしょうか、お知らせください。

○（建設）公園緑地課長

トイレにつきましては、オムツ台などを備えた多目的トイレを整備する予定でございます。

駐車場につきましては、バス1台、乗用車8台、合計9台の駐車スペースを確保する予定でございます。

○白濱委員

それでは、この駐車場は広場を訪れる地域住民専用の駐車場でしょうか。また、一般の入居者との区別等についてお知らせ願えますか。

○（建設）公園緑地課長

この事業で整備する駐車場につきましては、主な利用者として、広場の利用者を想定しているところでございます。また、整備に当たりましては、道営住宅の入居者用の駐車場とは別に広場の駐車場を整備する予定でございます。

○白濱委員

入居者等の駐車場と区別が分かる案内板等の必要はありますか、お知らせください。

○（建設）公園緑地課長

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、案内板につきましては、入居者と広場利用者の駐車場の場所につきましては分離されていること。また、出入口につきましても、それぞれが別々となっていることから、区別をお知らせする看板の設置につきましては予定してございません。

○白濱委員

入居者との入り口が違うということで、そこの部分は大丈夫ということです。

この広場には、○○広場あるいは○○小公園など名称をつける予定はあるのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

名称につきましては、現時点ではこの広場に名称をつける予定はございませんが、今後、要望などがあった場合につきましては、名称をつけることにつきまして検討することにも必要になるものと考えております。

○白濱委員

利用者や市民からの要望があった場合は、御検討をしていただけるということで、よろしくお願いします。

それでは、最後にお聞きいたします。道営住宅の供用開始は令和7年4月以降とお聞きしております。本事業の着工開始と完了の予定をお知らせください。

○（建設）公園緑地課長

この事業のスケジュールにつきましては、まず7月頃の着手を予定しております。また、完成につきましては3月までを予定しております。

○白濱委員

入居開始には間に合うということで分かりました。地域住民等が憩いの場として集える広場の完成を期待しております。

◎歴史的風致維持向上計画推進について

次に、歴史的風致維持向上計画推進についてお伺いしていきます。

歴史の魅力を生かしたまちづくりの中で、現在本市では、歴史的風致維持向上計画、以降は長いので、こちらでも本計画と呼ばさせていただきます。この認定に向けて準備を加速されているとお聞きしております。とても意義のあることと捉えております。一部市民からも、その認定に注目をしていると聞き及んでおります。一方では本計画の認定と伝えても、理解し難い市民もいるようであります。国の支援制度を活用するということですので、伺ってまいります。そこでまず、歴史的風致とはどのようなことを言うのか。法律における定義があればお知らせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

歴史的風致につきましては、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、通称、歴史まちづくり法の第1条に「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建

造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されております。

○白濱委員

次に、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、ただいまおっしゃっていただいた歴史まちづくり法の特徴をお知らせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

歴史まちづくり法の特徴につきましては、市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が認定し、その認定計画に基づく市町村の取組に対して、国が各種事業などにより支援を行うということでございます。

国の支援といたしましては、歴史的建造物の修繕などを対象としたものがありますが、近年、歴史的価値の高い建造物や歴史や伝統を反映した人々の生活や営み、活動が失われつつあることから、歴史的風致を維持向上させ、後世に継承することを目的に制定された法律でございます。

○白濱委員

次に、本計画は何のために策定されているのか、その目的についてお知らせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

本計画の策定につきましては、「歴史まちづくり法に基づく支援制度を活用し、本市固有の歴史文化資源を守り育て、後世に継承するとともに、歴史的な環境を活かしたまちづくりを進めることにより、地域の活性化や、市民の郷土に対する誇りと愛着を醸成することを目的」としております。

○白濱委員

まずは、この計画を国に認定していただかなければならないわけですね。

それでは、現在、全国ではどれくらいの都市が計画の認定をされているのか、状況をお知らせ願えますか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

全国の認定都市でございますが、令和5年12月19日現在、93都市が認定されております。

○白濱委員

次に、本市の本計画の認定の申請の予定はいつ頃になりますでしょうか、お知らせ願えますか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

認定申請の時期でございますが、令和7年1月の認定申請を目指しております。

○白濱委員

それでは、申請から認定されるまでの期間というのは、おおよそどのぐらいの期間になるのか、お示してください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

認定されるまでの期間につきましては、国が公開している策定に向けた手引きにおいて、目安でございますが2か月程度であることが示されております。

○白濱委員

予定でいきますと、来年の今頃には認定がされるということであります。

認定されると道内初となり、注目度も上がると思われます。認定後、本計画に基づいた事業の実施、取組も大変であると推察しております。

そこでお伺いいたしますが、本市では現在、歴史的風致形成建造物指定に予定されている形成建造物はどのぐらいあるのでしょうか、お知らせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

現在、歴史的風致形成建造物の候補を検討している段階であるため、具体的な件数はお示しすることはできませんけれども、本計画で定める重点区域内に建つ歴史的価値の高い建造物が指定候補となりますので、歴史的風致形成

建造物につきましては、重点区域とともに検討を進めてまいりたいと考えております。

○白濱委員

歴史的風致として指定されていかれることは大変な作業だと思っております。

これまで、小樽市指定歴史的建造物の所有者は、町並み景観の向上のために建造物を保全されてまいりました。本市からの補助がありますが、その修繕費の負担について苦慮されてきたものと思います。

そこでお聞きいたします。本計画の認定後、歴史的風致形成建造物に指定された所有者に対する国からと本市からの修繕費補助はどのような形になりますか、お示ください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

歴史的風致形成建造物の修繕費の補助につきましては、本計画で定める重点区域内において歴史的風致形成建造物に指定された建造物が対象となりますが、社会資本整備総合交付金の街なみ環境整備事業の場合、限度額の設定にもよりますが、国が3分の1、市が3分の1を補助する形となります。

○白濱委員

仮に修繕費が300万円としたら、本市の補助が100万円、国の補助が100万円となり、所有者の負担は100万円となりますから、所有者負担は軽減されるわけです。

最後に、本計画の認定後の計画登載事項の実施スケジュールをお示ください。あわせて、実施による効果をお示ください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

計画登載事項につきましては現在検討中でありまして、内容が確定していないことから、具体的なスケジュールはお示しすることができませんけれども、計画期間を令和7年度から令和16年度までと想定しておりますので、この10年間で実施していくこととなります。

また、実施による効果につきましては、本市の貴重な歴史文化資源の保全活用が図られることをはじめ、それらを活用した地域の活性化や観光振興などが促進され、市民の郷土に対する愛着も深まっていくものと考えております。

○白濱委員

今後とも計画の推進をよろしく願いたいと思います。

◎市道の維持管理補修について

市道の維持管理補修について質問させていただきます。

先ほど建設事業室長もお話されていましたが、今年は1月7日から8日にかけて80センチメートル以上を超える記録的な大雪に見舞われたかと思えば、気温が急上昇し10度、13度となり、雪解けが加速し、数日後には、またどか雪と見舞われる気象状況の中で、ポットホールやひび割れ、特に穴が深くなっているところが散見されていると市民の方から耳に入っております。ある市民の方からは、車で走行中に路面が悪く、それに気づかず走行してしまったところ穴が相当深くてバンパーがやられてしまったり、マッドガードが破損してしまったと嘆いておりました。

このことから、早めのポットホールと穴のチェックと補修について、パトロールが必要であると思われますけれども、その辺りについての見解をお知らせ願えますでしょうか。

○（建設）建設事業室長

冬期間の融雪・凍結によりましてポットホールが市内各所で見られるのですが、冬期間におきましては、職員もしくは業者で常温合材と言われる簡易的なものを用いまして、穴埋めの作業を実施しているところでございます。

加熱式合剤、プラントで製作するものが3月上旬、今週の月曜日から稼働ということで聞いておりますので、そ

の辺を利用しまして、今週から本格的な復旧ということで作業は進めているところでございますので、もう少しお時間かかるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時45分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○新井田委員

◎総合公園再整備事業について

私からは、総合公園再整備事業費について質問いたします。

小樽公園の再整備事業として、今年度で基本計画、基本設計を進め、昨年11月の第1回目のアンケートを実施し、ニーズ把握をされ、現在、第2回のアンケートが3月17日まで実施をされております。令和6年度には実施設計費が予算として組まれました。

まず、このニーズの把握という部分で、昨年の第1回目のアンケートの対象者、対象人数、回答人数、回答率はどうでしたでしょうか、お聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

まず、第1回目のアンケートにつきましては、対象者を子育て世代及び小学校低学年以下の児童といたしまして、人数につきましては約5,900名にアンケートを実施したところでございます。

アンケートの設問につきましては、公園に望む施設や遊具の種類などについてお伺いしたものであり、回答人数及び回答率につきましては、1,397名から回答があり、回答率につきましては24%でございました。

○新井田委員

現在、3月4日から実施されております第2回のアンケートの対象者というのはどうなっておりますでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

現在、行っております第2回目のアンケートの対象者といたしましては、どなたでも回答できることとしております。

○新井田委員

幅広く聞き取りというアンケートを実施されていることが分かりました。

前回と今回でアンケートの設問内容や実施方法の変更、改善など何かされましたでしょうか。ニーズの把握の重要性ということでは、やはり、意見や回答が多いほうがよいかと考えますが、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

1回目と2回目のアンケートの改善点といいますか、主に相違点ではございますけれども、まず、設問につきましては、1回目は答弁済みですので、2回目のアンケートの設問につきましては、各エリアごとに設定いたしました遊具（機能）案、3案用意しており、選択していただくことが一つ。もう一つは、その他自由意見としてお伺いしてございます。

次に、相違点といたしまして、対象者でございますけれども、1回目のアンケートにつきましては子育て世代に絞って実施いたしました。2回目につきましては、これから子育て世代となる方々の意見も必要であろうと考えたことから、2回目のアンケートの対象者につきましては制限を設けなかったものでございます。

○新井田委員

では、アンケートをしますという前回と今回の周知方法の違いをお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

アンケートの周知方法でございますけれども、1回目のアンケートにつきましては、広報おたるで周知をしたほか、アンケート用紙を小学校低学年及び幼稚園、保育所などに直接配布し、回答を依頼したところであり、また、ホームページにもアンケート実施の旨、掲載してございます。

2回目につきましても同様に、広報おたとホームページでの周知及び小学校低学年以下の児童及びその保護者宛てにアンケートの回答を依頼しているところでございます。

○新井田委員

周知方法は変わらずということで分かりました。

どなたでも回答可能ということで、私自身もホームページからアンケートに参加させていただきました。今回のアンケートでは各四つのゾーンの遊具配置の3案から選ぶようになっておりましたが、この遊具配置の案というのは、それぞれのゾーンでどのように3案作成しましたでしょうか、お聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

第2回アンケートに提示してございます遊具（機能）案につきましては、1回目のアンケート結果を基に、基本計画・基本設計の委託業者から、案の提案を受けたものでございます。

○新井田委員

どなたでもアンケートが参加できるようになっており、また、カラフルですごく見やすい配置案も拝見できました。私自身も知り合いにもやっていただくように勧めてまいりたいと思いました。

ニーズの把握という部分では、先月2月26日から28日で、花園小学校、銭函小学校、高島小学校、奥沢小学校、稲穂小学校の小学校1年生の児童を対象にワークショップが行われたかと思います。どのような様子だったのか、内容や出た意見などもお聞かせいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

実施いたしましたワークショップの内容等につきましては、まず、今回のワークショップは、小学校1年生を対象とし、学校の授業を活用して実施したところでございます。

内容といたしましては、公園に関するマナーですとか、仕様を基にクイズ形式で学んでいただいてから、小樽公園再整備の各エリアごとの案を児童にお見せし、その案について投票及び意見を伺ったところでございます。

主な意見といたしましては、大きな遊具で遊んでみたい、また、みんなで遊びたい、兄弟や妹、小さな子供と一緒に遊んでみたいといった意見が多かったものでございます。

○新井田委員

実際に大きな公園でみんなで遊びたいと、自分たちが話し合った公園で遊べるとなると、やはり、楽しみだろうと思います。

それでは、令和6年度から実施設計に入っていくのですけれども、普通建設事業費の公園費として1,500万円となっておりますが、どのような事業概要でしょうか。

○（建設）公園緑地課長

実施設計の主な概要につきましては、今年度実施しております基本計画及び基本設計の成果やアンケート結果に基づき遊具（機能）案に基づきまして、遊具に関する詳細な設計及び園路、駐車場などの設計を行う予定でございます。

ます。

スケジュールにつきましては、4月頃から10月頃までの期間を予定してございます。

○新井田委員

では、実施設計業務の委託をされると思うのですが、事業者の選定というのはどのように行う予定でしょうか。

○（建設）公園緑地課長

事業者の選定につきましてですけれども、現在、行っております基本計画及び基本設計の事業者につきましては、国土交通省の建設コンサルタント登録制度において造園部門に登録している業者などの条件を付して選定したところでございます。詳細設計の事業者につきましても、同様の条件を付して選定してまいりたいと考えております。

○新井田委員

普通建設事業費の公園費の総合公園再整備事業費の事業内容の内訳で、石綿定性分析とあったのですが、この分析が行われる目的というのは何なののでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

石綿に関する調査の実施目的でございますけれども、今回の整備に当たりましては、整備予定内に既存の建物があり、それらの解体も予定してございます。この建物の解体に当たりましては、石綿の有無につきまして、関連法律などにより実施が義務づけられていることから、石綿に関する調査を実施するところでございます。

○新井田委員

やはり、安全にという部分で義務づけられていることが分かりました。

公園整備となりますと植栽関係も整備となるかと思います。現在の樹木等はどのように扱われるのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

今回の整備における樹木等の取扱いにつきましてですけれども、既存の遊具広場に加えて芝滑りができる斜面などのスペースを広げる予定でございます。この広げる予定の箇所につきまして、若干の伐採等が生ずることになることと考えてございますが、伐採につきましては、必要最小限度にとどめて整備を行いたいと考えてございます。

○新井田委員

小樽公園は、やはり御近所の方もペットを連れて散歩されるコースにもなっていると聞きしたり、また、一定数の観光客も訪れると聞いております。地域の公園でもあり、木々の自然や景観を楽しむ公園としてもある総合公園ですが、今回の整備範囲としては、やはりコンセプトとしては「親子連れで遊べる小樽の特性を生かした公園」とあるように、子供たちの遊び場に特化した再整備という認識でよろしかったでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

委員のおっしゃるとおり、コンセプトといたしまして「親子連れで遊べる小樽の特性を生かした公園」としてございますので、そのコンセプトに沿った整備を考えております。

○新井田委員

そこで駐車場の件をお聞きしてまいります。現時点での小樽公園全体の駐車スペースとしての場所、台数をお示してください。

○（建設）公園緑地課長

現在、小樽公園内にある駐車場といたしましては、公園の利用者のための駐車場のほか、総合体育館や市民会館などの利用者のための駐車場も含まれておりまして、これらを合計いたしますと約350台の駐車場が確保されているところでございます。

○新井田委員

では、今年度実施の基本設計・基本計画の段階では現時点で駐車場の配置というのはどのようになっています

でしょうか。

また、その整備後の駐車場として、たしか、計画で新規駐車場約50台分となっていたと思うのですが、今回の再整備の遊び場を利用する方々が駐車される場所というのは、どこを想定しておられますでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

このたびの再整備事業で整備する遊び場を利用する方々のための駐車場といたしましては、今回、整備する約50台の新規駐車場のほか、見晴台の既存の駐車場である見晴台の駐車場、これが約26台程度の台数が確保されておりますので、合計約76台の駐車スペースを想定してございます。

○新井田委員

今回、整備部分のバリアフリーなどはしっかり考慮されるかと考えますけれども、優先駐車場は設ける予定でしょうか。また、全体的な動線に関して、ベビーカーや車椅子などでも公園内を移動できるような設計で考えていらっしゃるのでしょうか。その点をお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

まず、駐車場内での優先駐車場の確保につきましては設けたいというふうに考えてございます。

次に、駐車場や園内のバリアフリー対応につきましては、地形上やむを得ない場所につきましては、バリアフリーの対応は困難と考えますが、トイレや駐車場などの設備につきましては、バリアフリー対応としていきたいと考えてございます。

○新井田委員

可能な限りお願いをしたいと思います。

あと、キッチンカーに関してなのですが、イメージ図にもそれらしい図が配置されているように見受けられますが、現時点で場所というのはどちらになりますでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

キッチンカーの配置場所につきましては、委員のおっしゃられるとおり、公開しておりますレイアウトイメージ図で表示している遊び場の両端に2か所キッチンカーを置けるようなスペースを設けたいというふうに考えてございます。

○新井田委員

現時点での案ということで認識をさせていただきます。

例えば、飲食等と言えば、親子、家族で公園を利用することを想定して、公園で遊べる子供たちには飲物やお菓子などの自動販売機などがあればよいかと考えます。また、一緒に来る小さい子に対して、急なオムツ切れやミルク切れなどを考慮して、オムツやミルクの自動販売機を設置するなどといった部分もニーズとしてはあるのではないかとということで、必要とあらば、安心して利用できる公園として位置づけられていくのではないかと私自身は考えます。

駐車場に戻るのですが、小樽桜ヶ丘球場や総合体育館で何かのスポーツなどの大会が行われると駐車場が足りず、路上駐車も結構いっぱいになったりするということがございます。小樽公園を再整備した後、皆さんが公園を利用し訪れる際に、そういった想定というのはなされておりますでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

現在の駐車場の状況といたしまして、大会等が開催されている場合には、混雑している状況であるというふうには認識してございます。

○新井田委員

先ほど約76台分を見込んでいらっしゃるとう聞きしました。札幌市西区の農試公園では、昨年の夏頃に私自身、見に行かせていただきましたけれども、通常の駐車場110数台分、そして臨時駐車場も150台分ということで確保さ

れておりました。駐車場の出入りはかなり多くて、やはり交通誘導員さんもおおり、車の誘導するぐらい出入りが多くにぎわっておりました。駐車場が足りなくなる想定の上での対策として、現状としてはどうお考えでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

現状といたしましては、駐車スペースとしてこれ以上の駐車場を確保することは困難ではありますが、今後、新総合体育館の整備に合わせて、整備を予定している駐車場などを活用しながら、混雑につきましては対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○新井田委員

現状、今の段階ではやはり厳しいということが分かりましたけれども、想定される部分があるのであれば、せっかくの機会です、今後の設計や全体的な公園の駐車スペースの在り方を検討していただきたいと思います。

また、遊具にも少し触れていきたいと思うのですが、雨の日の利用が可能な遊具施設があるということも記載されておりました。こちらはこういった遊具設備でしょうか。また、さすがに冬期間は利用できないかと思いますが、その点も含めてお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

まず、遊具に関しまして、雨の日も利用可能な遊具につきましては、イメージといたしましては大型遊具で2階建て、3階建ての遊具などがございます。これらの遊具を活用して、3階建てであれば2階部分と1階部分を、雨の日でも遊べる、利用可能な遊具と想定しているところでございます。

次に、冬期間の遊具の利用につきましては、現在のところ休止ということで考えてございます。

○新井田委員

雨をしのげる遊具施設ということが分かりました。

夏場はやはり皆さんが利用されて、冬は雪の中で春を待つというところかと思いましたが、実施設計前にお答えにくい部分もあるかと思うのですけれども、冬のメンテナンス、維持管理についてお聞きいたします。

再整備後の冬期間の遊び場としての在り方という部分では、やはり、今お答えいただいた、なかなか厳しいという部分で、再度、御確認でお聞きしたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

冬期間における遊び場の活用についてでございますけれども、斜面で遊べるエリアにおいては、冬、積雪後の尻滑りで遊べるような活用ができないかというような検討はしてございます。

○新井田委員

まさにそのことを私も今、言わせていただこうかと思ったのですけれども、やはり、冬でも現状は雪山とはなっているのですけれども、例えば、そり滑りの名所というような遊び場としてあり続ける姿、今までの冬の公園の印象も変わるのではないかと思います。そういった部分もどうか研究をしていていただきたいと願います。

また、公園内のトイレについてですけれども、こちら再整備事業として含まれますでしょうか。イメージ図を見ますと、新規駐車場と園内に1か所ずつ設置されているように伺いましたけれども、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

トイレの整備につきましては、委員のおっしゃられるとおりイメージ図の斜面の上側に1か所、もう1か所は新規駐車場のそばにあり、トイレの整備につきましても、このたびの再整備事業で整備していきたいというふうに考えてございます。

○新井田委員

現時点でのお考えでよろしいのですけれども、先ほどバリアフリーの観点もありましたが、例えば、障害者向けであったり、小さな子供を連れてでも利用できるトイレとしての想定でありますでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

整備を予定しているトイレにつきましては、バリアフリー対応のほか、障害者が利用しやすい、または小さい子供を連れている公園利用者などがオムツを換えるようなオムツ台などを備えた多目的トイレというようなものを想定してございます。

○新井田委員

ぜひ、こういった環境整備についても利用者のニーズをしっかりと配慮していただけるようお願いいたします。

また、利用に際してなのですけれども、「みんなが楽しく、安全に利用するために」ということで市のホームページには公園利用の注意事項が出ております。例えば、樹木を折ったり、草花を持ち帰ったりしないようにしようとか、ごみを持ち帰りましょうという記載があるのですけれども、そういった注意事項に関しても、この再整備後も再整備前と同じ考え方でよろしいでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

今、委員がおっしゃった注意事項といいますか、ホームページで公開しております「公園の利用にあたって」という部分であろうかと存じますが、この項目につきましては、ごみを持ち帰りましょうですか、枝を折ったり、草花を持ち帰ったりしないようにしようというような基本的な事柄を掲載してございますので、これらの項目について、大幅な変更というのは今のところ考えてはございませんが、同じホームページ内で「公園・緑地に関するよくあるお問い合わせ」、いわゆるQ&Aになるのですけれども、こちらにつきましては、整備後の利用状況に応じて適宜、注意を促したり、または利用しやすいような環境の紹介といった事項を追加していきたいというふうに考えてございます。

○新井田委員

整備後はQ&Aを通して、しっかり周知していくということが分かりました。

再整備後、全国的に、公園全体にしても遊具にしても、今、伺ったトイレなどにしても、日常の維持管理に関しては、やはり発生してきます。現時点でどのように考えておられますでしょうか、お示ください。

○（建設）公園緑地課長

再整備後の日常的な維持管理についてでございますが、現在の小樽公園内でも、遊具の点検や草刈り、トイレの清掃などを行っているところでございます。整備後におきましても同様の維持管理体制というのは、継続してまいりたいというふうに考えてございます。

○新井田委員

再整備した先には、やはり、維持管理というところがついてまいります。その観点からもぜひ様々な想定をしていただいての維持管理をお願いしたいところでございます。

歴史ある小樽公園が改めて新しい姿で利活用してもらえる、子供たちの遊ぶ姿を想像すると、やはり、うれしい限りでございます。また、自然もあり、景観も大事にしたいところでもあります。利用しやすい環境整備も含め令和6年度の実施設計をしっかり検討していただいて、にぎわいの場所としてつくり上げていただきたいと願い、私の質問を終わらせていただきます。

○横尾委員

◎公園の広報について

公園の広報についてということで質問させていただきますけれども、現在、国土交通省でも都市公園新時代だとか、ほかでも次世代の公園運営だとか、パークイノベーションだとか、公園を取り巻く状況が様々に変わってきておりまして、公園が課題とか社会情勢を踏まえた上で非常に重要なものだというような認識が広まっている中で、小樽市も取り巻く人口減少や少子高齢化などの社会情勢、そして、それに伴う課題、自然環境や町並みの景観の保

全、既存公園の充実などの市民ニーズに対応するため、誰もが快適・安心に利用できるように計画的な公園施設の維持管理など、緑のまちづくりに求められる新たな視点を加えて、緑地の保全や緑化の推進をする第2次小樽市緑の基本計画というのを令和5年3月に策定したと思います。

この公園の広報についてということで、この取組は様々書いてあるので、それについて確認しながら、この広報の必要性だとか重要性みたいなものを確認していきたいと思っています。

その計画の中の取組として、魅力ある公園づくりとありました。その主要施策の中に公園の機能が重複して利用率の低下を生じさせていることから、市民ニーズに合わせて公園の機能を分担すると掲載されていました。

遊具等を更新する際にアンケートなどを取るのは分かるのですが、実際に隣の公園と機能が重複しているなどといったことは、自分が使う公園には行きますけれども、隣の公園と比較してどうなのかというのは、なかなかぱっと見て分からないのかなど。また、アンケートを取って、ほかの公園と違うというのは分かっても、時間の経過とともにそういったことも感じるのが難くなるのかなというふうに思うのです。

こういう魅力ある公園づくりのために、市民にそうした機能の分担などがされていると感じてもらうためには、どのような方法を取ると考えていますか。

○（建設）公園緑地課長

市内にある各公園の機能を紹介するに当たりましては、今行っているパークフルによる公園の紹介のほか、ホームページ上でも、それぞれの公園の紹介をするなど、個々の公園について情報提供をする必要があるものと考えてございます。

○横尾委員

やはり、市民に対しての情報提供が必要になるということが分かりました。

次に、その計画の取組の中に、緑を守り育てる体制の充実とあります。主要施策の中に市民参加による公園づくりというものがありました。

身近な公園の維持管理や緑化活動に協力する地域ボランティアの拡充を目指すなど、市民に参加してもらうということが必要になると思うのですが、市民に参加してもらうためには具体的にどのような方法を行っていく必要があると考えているか、お聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

魅力ある公園づくりに関しまして、市民の方々に参加していただく方策の一つといたしましては、やはり、ホームページ上での公開といいますか、募集に関しては、そういったホームページなどを利用した情報の提供に加えまして、活動の成果につきましても整備前・整備後の対比などが分かるような情報提供が必要であるものと考えてございます。

○横尾委員

こういった狙いだとか、市がどういうふうに考えているかとか、例えば市民に何か参加してもらうといったことには、しっかりとターゲットを定めなければならないですし、そのターゲットに合わせた周知方法などがあるのかと思いますけれども、まず、広報活動が必要だということは確認できたというふうに思います。

次に、この計画の取組の中に、緑と触れ合える機会の充実には広報活動の充実と施策の中にありました。活動を充実させるには今の状況を知らなければならないのですが、今やっている広報活動を充実させるという話なので、現在どのような公園に関する広報活動をされているのか、お聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

公園の活動に関する情報の提供につきましては、答弁の繰り返しになりますけれども、ホームページを活用した情報提供のほか、公園を利用したイベントに関する情報を市の広報で告知をしたり、イベント情報の報道依頼を行うなど様々な情報提供に努めているところでございます。

○横尾委員

様々、今できる限りのホームページや広報おたるで告知したりだとか、報道依頼しているのは分かるのですが、では、それを充実させるということは、何かしらが不足しているのか、不足はしていないけれどもさらに充実させるかということで、例えば、ホームページや広報おたる、様々やっているものを増やしていくという話なのか、その内容だとか回数といったものを増やしていくなど、いろいろな方法があると思うのですが、充実していくことの具体的な内容について、考え方があればお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

充実した広報活動と一口に申ししましても様々な伝え方といいますか、切り口があらうかと思えますけれども、まず一つには、回数を増やすこと、次に、今の情報通信時代の中にありましてはSNSなどを活用して情報発信、または情報提供などの充実などを受けての充実をさせる方法があらうかと考えてございます。

○横尾委員

今の内容をさらに充実させていこうという考え方があるのを確認させていただきました。

情報発信が重要だよということが分かりましたし、今の公園に関する情報の発信も分かりました。

先ほど少し出ていましたけれども、パークフルというのを令和3年10月20日に小樽市も公園情報の活用と発信に関する連携協定を締結しましたが、これはどういったものか、お聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

まず、どういったものかということでございますけれども、目的につきましては、小樽市における公園情報の活用と発信に協働して取り組むことにより市民サービスの向上に資することを目的としてございます。これは、小樽市と民間会社との協定により実施する事業でございます。

また、主な活用内容につきましては、公園の情報の発信、公園の維持管理活動状況の公開、公園使用などのオンライン申請などがございます。

○横尾委員

いろいろな機能があるということをお聞かせいただきましたけれども、市として今どのようにパークフルを活用していますか。

○（建設）公園緑地課長

パークフルの活用状況についてですけれども、先ほど御答弁申し上げました三つの内容につきましては、まず一つ目の公園の情報発信については行っております。しかしながら、公園の維持管理活動状況の公開やオンライン申請などにつきましては、活用に至っていない状況でございます。

○横尾委員

公園の情報発信はどのように行っていますか。

○（建設）公園緑地課長

公園の情報発信でございますけれども、まずは公園の規模や設備などの基本情報の公開と遊具の更新工事を行った場合の更新した遊具の紹介、写真などについて随時更新してございます。

○横尾委員

随時というのはどれぐらい更新しているのか、分かればお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

今の主な更新内容といたしましては、遊具の更新工事についての情報ということになりますので、工事が終了後でございます。したがって、年間四、五件の公園についての更新というふうになってございます。

○横尾委員

これは市民が写真を撮って、写真で状況を載せたりすることができるのですが、パークフルはアプリがあ

って、アプリなので、公園をフォローすることができるのです。フォローするとその情報が入ってくるという。だから、新しい写真が上がったら、そこで見ることはできるのですが、公園緑地課は小樽市全体の公園を管理していると思うのですけれども、その公園全部をフォローしたりしているのですか。

○（建設）公園緑地課長

フォローに関しましては、現在、行っていない状況でございます。

○横尾委員

逆に、小樽市内のいろいろな公園を何人が見ているといったのも全部、出ているのですけれども、市民が小樽市の公園についてどのような活用をしているかだとか、閲覧数とかを把握したり、分析といったことはしていますか。

○（建設）公園緑地課長

ソフトの閲覧については、把握してございません。

○横尾委員

それでは、協定締結に当たって、ホームページを確認すると、ユーザーの皆さん、様々、公園の名称や位置を確認できますよと、公園の魅力も投稿していただけますと、知らない公園や目的に合った公園を探してみませんかというふうに書いているのですけれども、これを私が見たところ1回ホームページに載せただけなのでも、その後、パークフルについてのPRはどのようにされていきましたか。

○（建設）公園緑地課長

パークフルに関する市のPR活動につきましては、ホームページ上でパークフルというものの紹介をしているとともに、リンクも掲載しているところでございますが、ソフトを活用しての利用につきましては説明不足の点があり、十分に紹介し切れているとは考えておりません。

○横尾委員

PRが全然、足りないし、だから使われていないのかというふうに思ったりしています。公園の情報ですから、どんな情報がある、先ほど言いましたけれども、遊具の更新といった情報を流していただくのは大変よろしい活用かと思うのですけれども、そもそも分かってなければ、これを見ていただくこともできないのです。こういったPRがまず不足していると。いろいろなところにそういったものがあるとお知らせすることも可能だと思っています。

先ほどパークフルの機能として、双方向ではないですが市民の方から市民にシェアするような仕組みも実はあると、こういう状況というのをお知らせすることもあったりするのですが、そういったものを使って市民との協働の活動というのもできるのかと思っています。

例えば、遊具の不具合があったら、そこにそれを載せていただいて、先ほど言ったようにフォローしていれば、公園緑地課でこの遊具が壊れていると分かったりしますので、そういった活用の仕方もあると思うのですけれども、そのような活用についてはどのように考えますか。

○（建設）公園緑地課長

委員のおっしゃるような双方向での情報のやり取りにつきましては、既にパークフルでの機能として備わっていることから、今後はこういった機能についても活用していきたいと考えてございます。

○横尾委員

さらに公園愛護会との連携といったものも使えると思うのです。こういったものも公園愛護会で連絡協議会みたいな会議みたいなものがあると思うのですけれども、そういったところで周知しながら、しっかりと連携にも使っていくことはできるかと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

パークフルを利用した公園愛護会との連携及び協働に関しましても、公園愛護会との話し合いを進めながら活用に向けて検討をしてみたいと考えてございます。

○横尾委員

公園愛護会の参加メンバーの年代だとか様々ありますけれども、広報の重要性は確認させていただきました。今回、新井田委員からも公園の話もさせていただきましたけれども、やはり、いかに市民に市がしっかり取り組んでいるのだというこの情報を知らせることがまず第一なのかと、幾らやったとしても伝わらなければ意味がないです。

そして、このパークフルを活用して、もう情報発信ができる体制にはなっていますので、しっかりと公園緑地課でも使い方、そして、情報発信の重要性を改めて確認していただいて、課題はたくさんあると思うのですけれども、かつ、しっかり検討して、一刻も早く令和6年度からでも始めて、いろいろ活用していただきたいと思うのですけれども、最後にこれを確認させていただいて質問を終わりたいと思います。

○建設部長

今、委員からパークフルについての活用ということで、いろいろ御指摘があったところでございます。

現在、パークフルにつきましては、先ほど委員が申し上げたとおり、令和3年に協定を結びまして実際にやっているのですが、やはり内容といたしましては、まだ、毎年、行っている遊具の更新の提供の程度に収まっているのかということで、我々としては、情報提供としてはまだ不十分だと思っています。

やはり、最大限にアプリを活用して、今後につきましては、例えば、維持管理状況がどうなっているのか、草刈りをやったのかという情報ですとか、公園使用のオンラインでの申請、公園愛護会の情報、ボランティアでやっている情報というのをいろいろ発信して、やはり、市民の協力といいますか、一体となって公園の整備というのですか、そういった魅力ある公園づくりに役立てていかなければならないと思っています。

これにつきましては、もう少し充実させるためにどういったことが可能なのか、また課題も含めて今後、検討してこのパークフルをうまく活用していきたいというふうに思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○中村（誠吾）委員

◎災害発生に備えた各種対応について

初めに1月1日に発生しました能登半島地震では、今なお多くの方が不自由な生活を余儀なくされていることに對しまして、心よりお見舞いを申し上げるものです。

小樽市としても義援金の取組、そして何より医療支援のために小樽市立病院からDMATが迅速な対応で動いていました。市長にも敬意を表したいと思います。

一方で、皆さんも報道でも御承知のとおり、被災から1か月以上経過しているにもかかわらず、まだ断水している状態であり、水道施設の復旧活動が思うように進んでいません。ライフライン、インフラ整備は市民が生活をする上で非常に重要になっています。今までもコンパクトシティ施策、郊外にある市営住宅等、学校や公共施設、道路・橋梁、各マスタープラン、防災計画など様々な質問、議論をしてきた経緯があります。いろいろ絡んでくる問題であり、一筋縄ではいけないとは分かっています。昔から小樽市は被害が少ないからそんなに心配しなくてもいいのだという市民の方々が少なくいるのも存じ上げています。

そこで私ごとになり恐縮ですが、今から60年近く前、私は小学校2年生で釧路市に住んでいました。そし

て、午前中の授業でした。突然、たしかマグニチュード7を超える、いわゆる十勝沖地震というのを経験しました。これは横に揺れるのではありません、縦揺れという地震でした。昔の机や椅子ですけれども、机や椅子は天井まで飛び上がりました。そして、私たちは床に転げ回りました。これは決してディズニー映画のアニメのシーンのことを言っているのではありません。そして、そのとき同級生が窓から飛び出して、崩れてきた集合煙突の下敷きになり亡くなりました。よく地震で、小樽市でもきつと、揺れたら机の下に頭を入れて隠れるのだよ、廊下のドアを開けるのだよと言いますけれども、教員だってそれどころではありませんし、そんなことは基本的にできないのです。これが事実です。

もちろん災害が発生しないのが一番ですけれども、実際、いつ、何が起こるか分かりませんので、市長がいつも言うとおり、備えあれば憂いなしです。準備は決して無駄にはなりません。

そこでお聞きします。小樽市は東西に長く、道路が寸断されてしまったら救助・派遣もままなりません。孤立する地区の発生も予想されます。水のことです。給水タンク車も出動できません。応急給水所、応急運搬給水がありますが、小樽市指定避難所等一覧を見ますと、塩谷地区、長橋・オタモイ地区、高島地区、手宮地区、中央地区、山手地区、南小樽地区、朝里地区、銭函地区の9地区に分かれています。道路が分断されてこれらの1地区だけ孤立した場合、給水が自立可能な地区はあるのですか。

○（水道）水道事業課長

浄水場が健全に運転していると仮定した場合は、豊倉浄水場が立地している朝里川温泉地区を含む朝里地区の一部、また、天神浄水場が立地しています天神を含む南小樽地区の一部は給水が可能になると考えられます。

なお、小樽市の水道は配水系統が複雑で、市内に35系統が存在し、同じ地区や町内でも配水系統が違う箇所が多数あることから、一概に地区・町名別での判断は難しいと考えられるところでございます。

○中村（誠吾）委員

逆を言えば、その他の地区は隣接地区を当てにした区分ということが分かるのだけれども、冒頭にも言いましたが、能登半島地震は一本道で、寸断されると文字どおり陸の孤島になっています。復旧、仮復旧までも数か月かかるそうです。

小樽市で言えば、数年前の大雪で陸の孤島になったことがあるのです。それで、そのときは雪を処理すれば、一両日中に通行が可能だったのですけれども、今お聞きしているのは地震等で道路が崩落または陥没し、寸断されたらの話ですけれども、1か月、2か月となると飲み水、生活水、本会議でも質問されていた会派もありますけれども、病院に至っては手術や治療が困難になります。食料もそうです。生死に関わることになります。

今、極端な質問をしましたが、実際に小樽市は国道5号を中心として海側、山側ともに道路があり、この中心部については迂回路を使えば、どこかしらで行き来できるのではないかとはい想像しているのですけれども、仮に銭函地区と朝里地区が分断されたら、銭函地区は札幌市と連携が考えられますし、先ほど言った塩谷地区と長橋・オタモイ地区とが分断されたら、余市町と連携するしかないはずだと思います。

そこでお聞きしますが、災害時に近隣市町村との連携ができるような協定は結んでいたのでしょうか。

○（水道）総務課長

連携協定につきましては、近隣市町村では、札幌市水道局と小樽市水道局の連携協力に関する基本協定を締結しております。

そのほかに、本市のみで応急給水や復旧等を行うことができない場合は、公益社団法人日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定書により、近隣のみならず、被災状況によっては全国から応援を受けることになっております。

○中村（誠吾）委員

災害時はそうなると考えています。

では、通常時についてのことでお聞きしたいのです。人口減少、上下水道設備の老朽化が全国的な課題となっています。戦後、この日本の上下水道事業は、大規模な浄水場に配管をつなぎ、各家庭に給水する仕組みで拡張整備が進められて、水道統計を見させてもらいましたが、2021年には水道普及率は98.1%と高い水準に達しました。

一方で、給水人口は2010年を境に減少し続けています。さらに、施設の老朽化に伴う設備投資コストが遠隔地や過疎地などで課題になっています。浄水場から遠隔地や過疎地までの長い配管を引く費用は、調べてもらったのですけれども、1キロメートル当たり約1億円と言われておりまして、配管費用を負担するための十分な収入が見込めないような人口の少ない自治体は、収支のバランスが厳しい状況にあります。

現実には、既に水道料金収入だけでは、給水、下水処理費用を賄えなくなっている自治体も全国的に出ているのです。その赤字額は2022年時点で、全国において1兆2,000億円にも上るということをお聞きしました。今後、さらに赤字幅が増大して2040年にはどうなるか。4兆円に達すると予想されています。

そこでお聞きします。現時点の小樽市の水道料金収入、下水道使用料の収入と給水、下水処理などにかかる費用の収支はどのようになっていますか。

○（水道）総務課長

水道料金や下水道使用料、維持管理費などの収益的収支、企業債や工事費などの資本的収支、これらを含んだ当年度分資金過不足額で答えさせていただきますが、令和6年度予算では水道事業会計では約1,800万円のプラス、下水道事業会計では約9,100万円のマイナスとなっているところでございます。

また、過年度分の資金余剰を加味した令和6年度末の資金過不足額では、水道事業会計では約15億7,000万円、下水道事業会計では約4億4,000万円の余剰を見込んでいるところでございます。

これらの収支については、各年度で実施する工事の規模や工事完了後から返還していく企業債の償還額、そして、近年の燃料高騰や労務単価の上昇が影響する燃料費や委託料といった維持管理に要する経費などが主な支出する項目となりますので、各年度の工事の実施状況や物価高騰といった社会情勢によっても増減することとなります。

○中村（誠吾）委員

水道のことを聞いてきましたけれども、同じく、道路、橋梁についてお聞きします。

建築物は昭和56年6月1日の法改正を境に新耐震基準と旧耐震基準に分かれているということを教えてもらっています。

これである程度判断できる状態ですが、橋梁についてなのです。橋が落ちるとどうにもならないですから、この建物のような指針となる判断基準はありますか。

○（建設）建設課長

橋梁については昭和55年に国土交通省から道路橋示方書の耐震設計編が示され、現在では熊本地震による被災状況を踏まえた平成29年の改定が最新の基準となっております。

○中村（誠吾）委員

能登半島地震の報道にもあったように、地盤の液状化や隆起、地割れ、地滑りで地盤が3メートル移動した映像を目の当たりにしました。建物を建てる際には地盤調査をして、地盤が悪い場合はくいを打つなど地盤改良等を経て建築されていますけれども、道路の場合はこのような耐震補強みたいなものは存在するのですか。

○（建設）建設課長

道路については隆起や地割れ対策をあらかじめ講じることは困難と思われますが、地滑りや液状化については抑止工や地盤改良による対策を取ることは可能であります。

○中村（誠吾）委員

次に、水道局の皆さんに聞くのですけれども、ライフライン、インフラに関連して、基幹管路の耐震適合率についてお聞きしたいのです。能登半島地震の困っている惨状を見ると非常に痛感します。これは令和3年度末の数字

しか私も調べられなかったのだけれども、全国平均が41.2%、約4割しか耐震に適合していないということ。そして、都道府県別で見ると神奈川県は73.1%、東京都が66.0%、千葉県が60.3%となって上位なのでしょう。そして、地震のあった石川県は36.8%となっています。

そこでお聞きしますけれども、北海道の耐震適合率はどのくらいなのか、そして、小樽市の耐震適合率をお聞かせください。

○（水道）水道事業課長

耐震適合率とは接合部分が耐震構造となっているもののほか、耐震構造となっていない場合でも良質な地盤に埋設されている管路も含めた率であります。令和3年度末現在、北海道全体では45.6%、小樽市におきましては30.4%となっております。

○中村（誠吾）委員

全国平均を下回っていることが分かりました。基幹管路で3割程度です。

これは全国的な問題もあり、さらに人口減少の問題もあるのだけれども、過去においてもお聞きしましたが、市の財政状況で、耐震化の事業として、指針というか、目標値はありますか。

○（水道）水道事業課長

令和元年度から令和10年度を計画期間とし、現在実施しております第2次小樽市上下水道ビジョンの中の成果指標におきましては、水道管路の耐震化について計画期間内に9.6キロメートルの耐震化を目標値としております。

○面野委員

◎除雪について

除雪についてということで、まず一般的な除雪体制について伺います。

まず、除雪の出動基準についてお知らせください。

○（建設）建設事業室長

出動基準でございますけれども、車道除雪につきましてバス路線や幹線道路を1種路線、補助幹線道路を2種路線、生活道路を3種路線と区分しているところでございます。

出動基準につきましては、1種路線が降雪10センチメートル以上が見込まれ作業が必要なとき。2種路線が降雪量15センチメートル以上が見込まれ、作業が必要なとき。3種路線が交通障害が発生するおそれがあるとき、以上が主な出動基準となっております。

○面野委員

路線によって出動の基準が変わっているということです。

今ほどお答えいただいた10センチメートル、15センチメートルというのは、いろいろなタイミングで雪が降ってくると思うのですが、10センチメートルになったら出動するのか、それとも10センチメートルになった作業のやりやすい夜間に出動するのかとか、出動のタイミングというのはどのような感じになっているのでしょうか。

○（建設）建設事業室長

降雪量でございますけれども、10センチメートル以上が見込まれということで10センチメートルに満たない場合でも先に出動して、全線回れるというような形を取っている場合もございますので、その辺は降雪量になったからということではなく、事前に出動するという場合もございます。

○面野委員

今、見込みというお答えも出てきたのですけれども、除雪の出動に関して天気予報というのは活用しているのでしょうか。

○(建設)建設事業室長

先ほど申し上げました出勤基準で降雪量が10センチメートル以上、15センチメートル以上が見込まれるということがございますので、朝までの降雪量など天気予報を活用して出勤をしているところでございます。

○面野委員

今、予報を基にある程度のめどは立てているということだったのですが、急な降雪で出勤するケースと、今ほどの予報で出勤するケースというので、大きくは二つあるのかと思うのですが、少し難しいかもしれないですが、出勤のきっかけとして、急に行かなければならないのだという場合と、予報でおおむね、今日は行かなければならなかったというケースでいうと、印象としてはどちらが多いイメージなのですか。

○(建設)建設事業室長

大変申し訳ないのですが、このようなケースで比較したことがございませんので、お答えができない状況です。

○面野委員

なかなか、どこを線引きしたらいいのかというのも難しいので、少しお答えは難しいかと思ったのです。

それで、今お聞きしたかったのは、どれぐらい計画的にというか、先を読んで除雪体制というのが組まれているのかということをお伺いしたかったのです。

次に、通学路の安全確保について、冒頭お話しさせていただきたいのですが、1月中旬の始業式、今年は1月18日が小学校の始業式だったと思うのですが、これは基本的には行政の関係の方であれば大体把握しておられると思うのですが、始業式の朝に、校区としては山の手小学校の通学路のお話なのですが、その地点は車と通勤・通学の方で朝方は交通量がかなり多い交差点のお話です。始業式の前日の夜、住民の方がその地点を通った際に歩道が確保されておらず、車道を通して通学するしかない状況だったというところを見たといいます。

地域の方が、夕方頃、建設部へ当該箇所の通学路確保について確認したところ、始業式には間に合わないという返答があったそうです。そのため地域の方々が明日の朝までに何とか通学路を確保しなければいけないということで、住民の方が何名か集まって除雪機などを地域の住民の方から集めて、通学路の歩道を確保したという意見を私にいただいております。

まず、雪対策基本計画で示されている通学路の安全確保というものの位置づけについて、お聞かせください。

○(建設)建設事業室長

雪対策基本計画の中で、冬の安全で安心な交通の確保の具体的取組の一つとして、通学路の安全確保を掲げているところでございます。

○面野委員

それから、通学路の安全確保という観点で、各学校側とも通学の除雪に関しては共有されているのか。また、どういう共有のされ方をしているのか、お聞かせください。

○(建設)建設事業室長

例年9月頃なのですが、教育委員会から通学路等に関する除排雪の要望をこちらで受けております。そのため情報共有はできているものと考えているところでございます。

○面野委員

それで、今年の始業式までに通学路の排雪が間に合わなかった件数というのは、何件ぐらいあったのですか。

○(建設)建設事業室長

主要な通学路と位置づけをしております市道の31路線のうち、排雪が間に合わなかった路線は16路線ございました。こちらは歩道除雪や車道部の拡幅除雪を行いまして、歩道の確保に努めたところでございます。

○面野委員

ちなみに16路線の間に合わなかった理由というのは、どういったことなのでしょう。

○（建設）建設事業室長

1月7日からの大雪の影響によりまして、バス路線など幹線道路の排雪を優先的に行ったことによりまして、一部の通学路の排雪作業まで手が回らなかったという状況でございます。

○面野委員

始業式までの通学路の安全確保、除雪の優先度について伺いたいのですけれども、大体、各地域の皆さんの声を聞くと、もう通学路の除雪というのは、特に始業式に間に合わせるのは、市の除雪としても最優先事項だというふうに認識されているのが、私は結構多い印象を受けるのですが、担当部署で通学路の安全確保というのはどのような位置づけになられているのか、お聞かせください。

○（建設）建設事業室長

今年の冬の除排雪計画の主な取組の一つとして、主要通学路の安全確保ということも挙げてございます。小学校の始業式前までに排雪作業の実施を行うことを基本としておりますので、優先度としては高いものと認識しているところでございます。

○面野委員

今年は、16件間に合わなかったというふうに伺いましたが、天候に左右されやすい事業だと思いますのであれなのですけれども、次年度以降の始業式までの通学路の安全確保というものをしっかり整えていただきたいと思うのです。

また同じケースになる可能性というはあるのでしょうか。天候という部分では可能性はあると思うのですけれども、あるとすれば、その辺の理由についてもお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）建設事業室長

次年度以降でございますけれども、主要な通学路の歩行空間の確保に努めてまいりたいということは考えてございますが、今年のように記録的な大雪などで気象状況によっては、全く歩行空間を確保できないような困難なケースも想定されますけれども、児童が安全に登下校できるように、できる限り対応は行ってまいりたいと考えているところでございます。

○面野委員

最後に、山の手小学校の具体的な件で、通学路の歩道の排雪がされていなかった経緯を御説明ください。

○（建設）建設事業室長

御指摘のございました道道天神南小樽停車場線と市道公園南線の交差点付近の排雪の経緯でございますけれども、まず、市道公園南線の排雪は1月10日から1月14日にかけて実施しているところでございます。1月16日に地域の方から連絡を受けて状況を確認したところ、歩道の一部約10メートルの区間が雪で埋まっている状況ということを確認しております。

このことから始業式の前日に除雪作業をする段取りを私どもも取っていたのですけれども、御連絡があった当日に地域の方々によって歩行空間が確保されていたということで、その後は市で除雪作業を行って、歩行空間の確保を継続的に行っているというような状況でございます。

○（建設）用地管理課長

今説明しました場所に隣接した歩道につきましても、除雪に伴う置き雪によりまして歩道を塞ぐように堆積していた箇所があり、町内会から堆積しないよう注意喚起してほしい旨の要請がありました。

この要請を受けまして、市から堆積場所近くにある介護施設に対しまして、歩道を塞がないように配慮するようお願いしていたところでございます。

なお、この堆積された置き雪につきましては、介護施設に対して注意喚起する前に市によって処理したところでございます。

○面野委員

様々なケースで道路だったり、車道だったりの除雪が間に合わないとか、いわゆる交通にちょっとした支障が出るといったケースというのは、きっといろいろな地点で、いろいろなことが重なり合って、そういう環境になっているとは思いますが、その一方、市民の皆さんとしては、やはり、どうしても市の除雪というところにきつと目を向けてしまうとも思いますので、除雪対策本部だけではなく、いろいろなところと力を合わせながらいいましようか、目を配りながら、そういった形でこれからも通学路の安全確保という観点はもちろんですけども、除雪に対して尽力していただきたいというふうに思っております。

次に、ICT化の進捗について、以前から少しずつ伺いをしているのですが、何点か伺っていきいたいと思います。

まず、GPS端末を活用したICT技術の試行というのは行われているのでしょうか。

○（建設）建設事業室長

令和4年度に、スマートフォンのGPSを活用いたしました除雪車両運行管理システムの試行を行ったところでございます。

○面野委員

それでは、試行で行われたGPS端末数についてなのですが、今後どのような有効活用の可能性があるというふうに感じておられますか。

○（建設）建設事業室長

試行いたしましたシステムにつきましては有効活用できるものと考えておりますけれども、活用に当たってはメリット、デメリット様々ございますので、他都市の事例も参考にしながら今後も調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

その中で一部、発注者側のメリットとしては、日々の除雪の軌道が分かって、例えば、除雪の出動した路線が画面上に出てきますので、視覚的に見られるような情報もございます。業者側からは、アナログで行っている日報作業が簡素化ができるというお話もいただいているところでございます。

デメリットとしては、現在、私どもで単価構成いろいろとございますけれども、そういう執行管理、お金がどのくらい使われたかというものに反映できないというような、システム変更等で対応できるのかもしれないのですが、たまたま試行したものではできなかったということもございます。

また、受注者側のデメリットとしては、やはり、オペレーターの高齢化ということもございまして、たまたまスマートフォンのGPS端末だからなのかもしれませんが、なかなかそういう操作にも不慣れな点があるということで、そういう部分での懸念もございました。

○面野委員

いろいろメリット、デメリットがあるということで、こういったICT技術というのは多分どのジャンル、業界でもそういった操作性の問題というのがつきものなのかと思います。とはいえ、やはり、導入していかないとなかなか使い勝手、操作性も上がっていかないとものだと思いますので、ぜひメリットを生かして、これからも試行、可能性については探っていただきたいと思っております。

次に、小樽市の公式LINEの中で、枠で出てくる道路・除雪通報サービスでの通報件数と、その通報に対する返信というのはどのように行っているのか、お聞かせください。

○（建設）建設事業室長

まず、件数につきましては、令和6年2月25日現在でございますが、117件受け付けております。

また、対応につきましては、電話もしくはメール等によりまして、通報者へ回答しているという状況でございます。

○面野委員

次に、建設部では来年、公開型GISというものを導入する予算が計上されておりますが、GISとこの除排雪の課題というのは、先ほど来GPSのことで軌道が視覚化されて分かりやすいというような御説明もあったのですが、そのとおりで親和性が高いなというふうに私自身は考えております。

今、お話しするのは公開型ではありませんが、内部のデータとして例えば、マップ上で苦情件数ですとか苦情の種別といったものを可視化して、除雪対策本部ですとか、ステーションとの課題共有などといったものに使うことはできないのかと思うのですが、この辺の有用性についてはどうでしょうか。

○（建設）建設事業室長

今、市民の声をいただいておりますけれども、最終的にはエクセルデータで住所などを入れてありますので、地図上で住所の点を落として、要望内容等を表示させるということは可能となると考えております。今後、市役所内部で情報共有という形には寄与できるものと考えております。

○面野委員

今後、公開型GISを導入するということですが、やはり、内部でいろいろな部署が横断的に地図上のデータの中に様々な情報を入れ込むという、統合型GISというシステムもあると聞いておりますので、そちらもきっと今後、公開型とセットで使うと、かなり有用性が高まるというお話も聞いておりますので、やはり、そういった統合型とかが導入された際には、いろいろなデータが蓄積されているとすぐに導入しやすい、システム化しやすいということもありますので、まず試行的でも構いませんので、ぜひ、そういった可視化について検討を進めていただければと思います。

次に、雪対策基本計画について伺います。

たしか令和2年度にこちらの計画が策定されていまして、令和5年度は中間見直しを行うというふうに示されておりました。この中から、重点施策ということで幾つかの取組が指標を定めて、この事業はこの観点では目標値と現状値というものを定めて、ここに向かって頑張っていくのだという数値目標が設定されています。その中で指標が決まっていないという取組も幾つかございまして、備考欄には理由と大体のスケジュール感で、このぐらいになったら検討、指標を設定しますみたいなことが書いてあります。

2点お聞きしたいのですが、まず、小型除雪機の購入等支援の取組です。

こちらは備考欄に、制度導入時に指標を設定と記載されておりますけれども、現在どのような状況になっているのか、お聞かせください。

○（建設）建設事業室長

小型除雪機を活用した除雪作業の支援制度として、検討案の一つでございます小型除雪機を無償で貸出しする制度を検証するために建設部で所有する小型除雪機を今年1月29日から2月9日までの約2週間の期間で赤岩町会にお貸しをいたしまして試行していただいたところでございます。

来年度以降につきましても、他の町内会において試行を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○面野委員

今のレンタルの件なのですが、こちらの表題としては購入等支援なので、等の中にレンタルが含まれているということだと思うのですが、購入支援については来年度以降の試行の中で、まだ購入支援も可能性があるのかということと、地下熱の活用については令和5年度を目途に検討と示されているのですが、こちらの調査・研究について御説明をいただいて質問を終わりたいと思います。

○（建設）建設事業室長

小型除雪機の購入支援制度でございます。

今年度は、市が所有するものを貸出しということで試行しましたがけれども、様々な支援制度というのがあるかと

思います。こちらを検討するために、今年はまず貸出しということでやらせていただきました。例えば、お話がある町内会が機械を買うための購入の補助、もしくは燃料代を補助してくれないかなど様々な御意見がございますけれども、こういう中の一つとして、今回は市のものを貸し出して、どういう使われ方をするのか、様々なメリット、デメリットがございますので、そういうことを試行させていただいたという状況でございます。

地下熱の関係でございますけれども、再生可能エネルギーである地下熱の活用については、現在は情報収集に努めているような状況でございます。具体的な検証等はありませんけれども、今後も他都市の事例を参考に、調査・研究を行っていきたいと考えているところでございます。

近隣の自治体でも導入しているところもございますので、そういうところを参考にしながら資料等は収集してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○中鉢委員

◎災害時の張碓峠の通行について

まず、災害時の張碓峠の通行についてであります。

先日の上野市管の予算特別委員会でも質問させていただきましたが、建設部にも関連するものですので質問させていただきます。

災害時に張碓峠が国道5号も札幌道もトンネル部分が通行止めになったときに、張碓峠を境に小樽市が寸断されるという話がございますが、建設部の方であればお分かりかと思うのですが、新幹線の市内の天神工区と石倉工区で発生しました要対策土は新光町の採石場に運び込まれております。当初こちらに運び込んだのは石倉工区で張碓トンネルの朝里側から、そして、その後、当初は要対策土は出ないと見込まれておりました天神工区については張碓トンネルの銭函側から同じ堆積場に入っていると思いますが、まず、この認識で間違いがないのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

今の委員の御指摘のとおりでございます。

○中鉢委員

どちらも堆積する場所は同一であり、その道程は路肩が弱かったりであるとか、狭かったりなどしていたようでございますが、残土の堆積の際に整備をされて、1車線の区間が多いというふうには聞いておりますが、つながっているとお話も聞いております。私もJR TTをお願いをして一度見学させていただきたいなというふうにも思っているのですが、そこでお聞きをいたします。

現地を確認された職員の方はいらっしゃるのでしょうか。いらっしゃればつながっているのか、行き来できそうなのか、その辺りの解釈、私が正しいのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

まず、現地は確認をさせていただいております。小樽側の搬入路入り口から札幌側の搬入路入り口の行き来についてでございますけれども、急勾配の箇所ですとか一部舗装されていない箇所がございますので、一般車の通行という点では支障があるというふうに考えているところでございます。

○中鉢委員

通行可能もしくは何かしらの措置で通行可能であれば、もちろん1車線区間もありますが、あと交通の整理等も必要なかもしれませんが、もちろん一般車両とはなりませんけれども、土砂を積んだ大型ダンプが通行しているというので緊急車両であるとか緊急時に物資を運ぶ車両なども通行は可能であるのかと思います。

そこで、可能性としては極めて低いかもしれませんが、平時より国道5号から堆積場までに至る碎石の2事業者に対して、災害時はそのようなことで車を通らせてほしいという旨の打診をしておく必要があるのかというふうに考えます。これは災害対策室になるのか、建設部なのか分かりませんが、総務所管でも質問させていただきました。遠回りですべて路面はよいとは言えないと思いますが、完全に寸断されるよりは一筋の道でも通れることは有効なはずであると考えますので、現地確認と事業者への打診をお願いしたいのですが、見解をお伺いしたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

ただいま御指摘の道路につきましては、従前、碎石業務用として使用されているということで、作業用道路を土砂受入れ用として活用させていただいている道路という状況でございます。緊急車両などの走行を考慮して搬入路を整備しているものではないものですから、直ちに所有者への要請というのは現時点では考えてはいないところでございます。

しかしながら、今後につきましては防災上の必要性などを災害対策室とも打合せをしながら、建設部の関わり方については検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○中鉢委員

ないとは思いますが、全くないとは言いきれないことでございますので、私も張碓峠の向こう側に住む者として少し不安な部分もございますので、御考慮いただければというふうに思います。

◎気象情報の入手とアメダスの導入について

続きまして、気象情報の入手とアメダスの導入についてということで質問させていただきます。

除雪に関わる市内の気象情報の入手についての質問でございます。

まず、本市の雪対策のホームページに降雪量の情報を毎週木曜日に更新して提示しておりますが、雪対策となると積雪量のほうが除排雪に関わるのではないかというふうに個人的に思うのですが、降雪量のみを提示している理由についてお示しいただきたいと思います。

○（建設）建設事業室長

降雪量については、累積の降雪量という形でグラフでお示しをしているところでございます。市民の方に一番分かりやすいデータであるかなということで、降雪量のみをホームページに掲載をしているところでございます。

○中鉢委員

ちなみに、降雪量のデータは、小樽市内のどこのものなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（建設）建設事業室長

データについては、気象庁のアメダスの値を使用しているところでございまして、勝納町にございます小樽特別地域気象観測所において観測されたものでございます。

○中鉢委員

小樽市は東西36キロメートル、南北20キロメートルありまして、私も市内を通行しておりますと途中で天気が変わることということをよく実感するわけでございます。

そこでお聞きしたいと思います。今年の冬、降雪・積雪の地域差を感じた部分があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○（建設）建設事業室長

今冬における各地域における傾向を見ますと、山間部と平たん部の差が少ないという状況でございます。

また、塩谷・オタモイ地区の北地域でしょうか、こちらの降雪が多くて、桜、新光、望洋台が北地域と比べると少ないような気象状況という形になっているところです。

○中鉢委員

本市では、そのような市内の地域ごとの気象情報をどのように入手しているのか、お聞かせください。

○（建設）建設事業室長

積雪深につきましては、気象庁のアメダスのデータのほか、地域総合除雪業務の請負業者において市内19か所で計測を行っているという状況でございます。

○中鉢委員

市内19か所で積雪深を測っておられるということでございます。

各除雪ステーションの出動は、どこかの降雪等の気象状況で判断しているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）建設事業室長

各除雪ステーションの中でも、山側と平たん部でも気象状況が異なる場合がございますので、各地域のデータや気象予報並びに現地のパトロールということを踏まえて作業の必要性を判断している状況でございます。

○中鉢委員

皆様、御存じのとおり、ここ最近、線状降水帯であるとか、局地的豪雨というような気象が頻繁に起きて、冬期間に本市では、風向きによって石狩湾から入る雲の角度によって、市内でも東西によって降雪に大きな違いが出ていると思っております。

後の質問でも触れますけれども、人材不足の中で求められるのは、またそれに代わるものは、効率とか能率であるという部分なのかと思います。雪が降らないことが予想されれば出動せず、予想されれば出動する、そして、気象のデータの積み重ねを将来に生かすことが必要ではないかと思います。効率化とか省人化を図るにはデジタル化も必要であって、これは防災にも役立つツールではないかと思います。

そこで、有名な気象データの収集システム、気象庁のアメダスでございますが、これは全国1,300か所ほど観測所があって、北海道では221か所、後志では小樽市を含めて13か所でございます。小樽市はもちろん1か所のみとなっております。

他方で、市町村の中に複数の観測所を設置している自治体というのがございます。気象庁の観測システムはアメダスですが、マメダスという気象観測システムがあります。これは何も私の駄じゃれではなくて、ダスというのはデータシステムの略で、前の言葉がアルファベットでマメを表すものらしいのです。

私がマメダスの存在を知ったのが前職のときに農業地域を回っておりまして、例えば、台風とか強風でリングが落ちる。落ちたときに、その農家に補償する農業共済というのがあるのですけれども、そのときに、その地域に強風が例えば最大20メートル以上、吹いていないと共済が使えませんというケースがあります。ここでは強風でリングが落ちたのに実際の観測所は20メートルなくて共済の補償から漏れるというようなケースがあります。

マメダスというシステムは、農業が盛んな地域で使われるケースなのですが、北海道内で例を挙げますと十勝の芽室町とかで導入されておりまして、芽室町は小樽市よりも広いのですけれども、実際人が住んでもらえるという地域、南北20キロメートル、東西15キロメートル程度の中に11か所、その観測所が設置されています。この質問をつくったのは11日だったのですが、11日のデータを見ますと11か所の観測所の標高差は150メートルぐらいしかないのでございますけれども、そのような中で最低気温が8度違うのです。瞬間最大風速も地域による差が10メートル出ておりまして、東西に広い本市において気象観測が1か所のデータに頼るというのは、少し心もとないなというふうに思うところであります。

地形的にも山が迫っていて、崖も多い本市でありますし、去年は暑さの問題もありました。そのようなことを加味して、これは建設部の質問になりますので、除排雪の観点からも市内に数か所の観測システムの導入を考えてみてはいかがでしょうかと思いますが、見解をお伺いいたします。

○（建設）建設事業室長

現状におきましても、各地域の気象情報を基に地域性を考慮した除排雪に努めているところでございますけれども、一つの道路におきましても気象状況や周辺の状況によりまして、道路状況というのはかなり変化しているというようなことがございます。このため、現地のパトロールを行うことによって作業が必要というような判断もございます。

気象状況ではなく、やはり、現地のパトロールということも重要になってくると思いますので、今の段階では、委員のおっしゃったマメダスのような、数か所設置するということは困難であると考えているところでございます。

私どもにも営業で様々なメーカーが来られますけれども、たまたま私どもに来ているのが高いのか分かりませんが、1機300万円ぐらいというようなものも来ておりますので、これが安いほうなのか、高いほうなのか分かりませんが、いろいろな場面で検証はしていきたいと考えております。

○中鉢委員

300万円ですか、10年前までいかないですけれども、当時100万円切るぐらいで観測できるシステムがあったかと思ったのですが、高いと確かに私も実感するところであります。

◎発注見通しと入札などの延期について

続いて、発注見通しと入札などの延期についてというテーマで質問させていただきます。

市内の建設業者、設備業者の方々は小樽市発注の工事が生命線であるという事業者も多いかと思います。再来年度までとはいかなくても、本市の発注見通しを参考にする面が多々あるかと思うのですが、会社によっては北海道であるとか、北海道開発局などの発注見通しなどを眺めながら先々の仕事や効率的な人員配置も考えておられると思います。

本市の発注見通しの質問なのですが、例えば、本年度の建設部発注の工事の中で、市営住宅給水ポンプ取替工事（手宮公園住宅2号棟）、7月1日の発注見通しで、入札契約が8月になっておりました。ただ、10月1日現在の発注見通しを見ると、8月に行われずに10月に行われることになっておりました。結果的には12月19日に入札が行われて、落札業者が決まるというようなことでございました。

これは私がたまたま目にした一例であります、これだけ入札が延びると事業者も計画を立てられないと思います。そして、入札が延びた工事は、果たして工事の方も順調に開始できているのか、懸念されるところであります。

それでお聞きいたしますが、どのような理由でこの場合、入札が延期になってしまったのか、また、工事開始などに支障はなかったのか、説明をお願いいたします。

○（建設）建築住宅課長

ただいま市営住宅手宮公園住宅のポンプの取替え工事での御質問で、発注見通しが当初8月予定だったものが10月に変更、最終的には12月の入札により2回変わったことに対する御質問の件ですけれども、これにつきましては、秋までに使用できるようにする北海製罐小樽工場第3倉庫の改修工事の発注が入ったことですか、また、総合体育館の給水ポンプが故障しまして急遽取り替える必要が生じたことなどがありまして、優先的、突発的な工事の発注というのが生じたことから、入札を先送りしたものでございます。

これによる手宮公園住宅2号棟の給水ポンプ取替え工事の影響という点ですけれども、ポンプが老朽化してまして耐用年数も超えているということで、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画によった計画的な修繕を行うものであります。この工事の入札が遅れたことによる影響は特段ございません。

○中鉢委員

確かに、ポンプというのは市で在庫しているわけもなく、発注してから届くまで時間がかかりますので、事情としては理解いたしました。

人手不足はどの業界でも常態化していて、それは市役所でも同じだと思います。そのようなときに、人がいないとなると求められるのは、努力しなければならないのは、効率なのだとやはり思います。ダンプや重機を持って、それらを動かせるオペレーターがいる建設会社が私たちの住む近くに住んでいるというのは、私としてはとても安心感を持ちます。

災害時にも活躍していただくのが、実際、建設会社であるのかと思いますし、また、雪の多く降る小樽市であれば、さらにでもあります。いてもらわないと除雪の体制であるとか、我々の冬期間の生活も回らなくなりますので、残念ながら、ましては来年度のように建設事業予算が減ってしまうと建設業者もその辺の効率とか、能率というのは重視されるのかと思います。

入札時期の延期が起こっている件ですが、最初から無理のない時期を発注時期とすればいいのかというふうに素人ながらに思う部分があるのですが、入札を延期させない取組など、もしも考えがあればお示しいただきたいと思っています。

○（建設）建築住宅課長

我々も当初は無理のないスケジュールということで組んでおりましたが、先ほど答弁いたしましたような突発的な工事というようなところがありまして、入札の延期が生じたりすることも一つの要因としてはございます。

そのほかの要因としても様々ありますが、近年につきましては、下請業者が見つからないなどの理由で工事の入札が不調になって、それが入札の延期にもつながっているような状況というのも見受けられます。

委員のおっしゃったように、建設業界の人手不足ということは我々も感じておりますので、入札延期をさせない取組、考え方の一つといたしまして、我々としては限られた人員の中ではありますが、できるだけ早期の発注をすることで、請負業者が下請業者の手配、確保しやすい状況として、入札の延期につながらないようなことで努めてまいりたいと考えております。

○中鉢委員

ぜひとも、契約者の甲と乙、両者にとって効率的かつ円滑な仕事、そして、よい関係をぜひとも築いていただきたいと思います。

◎上水道のバックアップ体制について

続きまして、上水道のバックアップ体制について質問させていただきたいと思います。

本会議、また、ほかの委員会でも今回、災害の関係の質問を多く耳にしておりますが、水道についてであります。

1月下旬にたまたま少しお聞きしたいことがございまして、水道局にお邪魔させていただきました。そのときに、銭函に住む私は、銭函浄水場の水を飲んでいるものだと思いますのですが、実は銭函浄水場の稼働は週に2日であって、残りの5日は豊倉浄水場からのお水が銭函地区に来ているということでございました。本当に目からうろこでして、私も毎朝、家で水を飲みながら、今日はどちらの水なのだろうかとテイスティングをするのですが、水の水のテイスティングというのは大変、難しく、私もお酒の資格を持っていたりするのでチャレンジするのですが、結局、味の違いを分からずに、分かったことは、小樽市の水は美味しいということでございました。

それで、銭函浄水場を週2日の稼働にしている理由をまずお聞かせいただきたいと思います。

○（水道）浄水センター所長

銭函地区における水道水は通常、豊倉浄水場で作られた水ですが、送水施設等に支障が生じた場合のバックアップ施設として運用しております。

そのため、銭函浄水場の浄水施設及び水質の維持管理において、最低週2日の運転が必要となります。

○中鉢委員

それでお聞きしたかったのが、石狩湾新港地域簡易水道を除きまして、市内の1日当たりの最大の送水量をお聞かせいただけますでしょうか。

○(水道)浄水センター所長

令和4年度実績における石狩湾新港地域を除く市内における1日最大送水量は4万8,171立方メートルであります。

○中鉢委員

現在稼働している3浄水場の処理能力を見ますと、6万8,000立方メートルぐらいになりますので、処理能力については余裕があるというのは理解できました。

ただ、現在稼働している3浄水場がありまして、その浄水場の水は市内どの地域にも水道として融通が可能であるのかどうか、この辺りをお聞かせいただけますでしょうか。

○(水道)水道事業課長

基幹浄水場であります豊倉浄水場は平成6年に完成しました高区ポンプ所及び平成21年度に完成した天神送水ポンプ所によりまして、天神浄水場が給水している区域においてバックアップが可能となっております。

また、連絡管の運用により、豊倉浄水場が給水している一部の区域においても、天神浄水場からのバックアップが可能となっております。

なお、銭函浄水場につきましては、お話にありますように通常週2日運転ではなく、連続運転を実施することで豊倉浄水場の負担軽減が図れ、豊倉浄水場から銭函地区へ送水していた量を他の区域へ融通することが可能となり、結果、三つの浄水場間の連携が現在可能となっております。

○中鉢委員

災害時、上水道が提供できない地域が発生した場合、給水車で水を運ぶことになると思うのですが、市は給水車を何台保有しているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(水道)水道事業課長

給水タンク車につきましては2台保有しておりまして、積載容量はそれぞれ2トンと1.55トンの2台となっております。

○中鉢委員

給水車にももちろん水を補給しないと使えないわけですが、補給できる場所というのは市内に何か所ぐらいあるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(水道)水道事業課長

給水車が補給できる場所につきましては、見晴町の銭函消防署前、新光1丁目の消防朝里出張所前、蘭島1丁目の蘭島神社前、オタモイ3丁目の消防オタモイ支所前の4か所と、水道局本庁舎構内の計5か所でございます。

○中鉢委員

今お聞きしておりますと大体、市内くまなく補給ができるというのが分かりました。

質問は以上なのですが、最後に2月末に東京都の友人から私に電話が来まして、2月22日、TBS、こちらで言いますとHBCです。朝の「THE TIME,」という番組と昼の時間帯の「ひるおび」において、水道水の特集をしていたということでございました。

その中で、水源を地下水100%に頼っている熊本県熊本市と同様に、小樽市の水が美味しいということで触れられていたようでございまして、おまえの住んでいるところの水おいしいらしいなと、今度、行ったらぜひ飲んでみたいというような話にもなりました。

こういうふうに取り上げていただくのは大変いい話だと思いますので、今後とも小樽市の美味しい水を安全に市

民に提供していただけることをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。